

参議院財政・金融委員会会議録第十八号

平成十二年五月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

久保 巨君

五月十八日

久保 巨君

菅井 亮君

菅井 亮君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

平田 健二君

岩井 國臣君

中島 眞人君

寺崎 昭久君

海野 義孝君

池田 幹幸君

河本 英典君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

林 芳正君

日出 英輔君

星野 明市君

伊藤 基隆君

櫻井 充君

内藤 正光君

浜田卓二郎君

笠井 亮君

宮本 岳志君

三重野栄子君

椎名 素夫君

國務大臣

大蔵大臣

郵政大臣

政務次官

大蔵政務次官

郵政政務次官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

人事院事務総局職員局長

総務庁長官官房審議官

総務庁行政管理局長

総務庁行政監察局長

大蔵省主計局次長

大蔵省理財局長

厚生省年金局長

運輸大臣官房審議官

郵政大臣官房長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険局長

宮澤 喜一君

八代 英太君

林 芳正君

前田 正君

吉田 成宣君

中橋 芳弘君

藤井 昭夫君

龍上 信光君

塚本 壽雄君

寺澤 辰磨君

中川 雅治君

矢野 朝水君

鷺頭 誠君

松井 浩君

團 宏明君

足立盛二郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○資金運用部資金法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十七日、久保巨君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に人事院事務総局職員局長中橋芳弘君、総務庁長官官房審議官藤井昭夫君、総務庁行政管理局長龍上信光君、総務庁行政監察局長塚本壽雄君、大蔵省主計局次長寺澤辰磨君、大蔵省理財局長中川雅治君、厚生省年金局長矢野朝水君、運輸大臣官房審議官鷺頭誠君、郵政大臣官房長松井浩君、郵政省貯金局長團宏明君及び郵政省簡易保険局長足立盛二郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○内藤正光君 おはようございます。

民主党・新緑風会の内藤正光でございますが、これから私の持ち時間は七十分でございますが、これから私の質問はすべて大蔵大臣並びに大蔵政務次官にさせていただきますので、大臣、政務次官という呼び方で済ませたいことがあろうかと思っておりますが、大蔵大臣あるいはまた政務次官を指すものということで御了解いただきたいと思いま

す。

さて、まずこの法案に入ります前に大蔵大臣にお伺いをさせていただきたいと思うんですが、現在の財政投融資制度、いろいろな問題が指摘され、言われてはおりますけれども、大臣御自身はこの問題をどのように御認識されているのか、どういった問題があると御認識されているのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる財政投融資が、戦後だけを申しますが、戦後、我が国の復興に非常に貢献してきたことは間違いないと思っておりますし、財政投融資が現在もたくさんございまして、また現代的な仕事をしておる。それはある意味では国に準ずる公的な機関が税金を使わずに有償のお金で仕事をするという、国でもない、純粋な民間事業でもないというふうな、そういう部分に当たるわけでございまして、このことは別に我が国に限らず各国でもそのメリットを見てやっておることでございます。

したがって、そういう機関の存在あるいはその活動というものは依然として我が国に現在必要であるという認識は、時代とともに内容は変わって変わっていかないというふうな考えでございます。今回その制度の改革は必要でありますけれども、財政投融資がしてきた仕事、内容は時代とともに変わるというにしても、その重要性というものはなくなっていない、こう考えております。

○内藤正光君 私も財政投融資が果たしてきた役割を何も否定するわけではございません。今後財政投融資を完全に否定するわけでもございません。

しかし、私がお伺いしたのは、財政投融資が持っているいろいろな問題を改革するために今回の法案が出されたかと思っておりますが、私は財政投融資の今抱えている問題を大臣に率直に語っていただきたいんです。評価ばかり言われて問題点が何一つ聞こ

えてこなかったんですが、よろしく願ひしたいと思ふんです。

○國務大臣(宮澤喜一君) 最初にどう評価するかとおっしゃいましたからその点だけをお答えいたしました。しかし、次の御設問は当然予想されるところでございます。

そこで、平成十年に中央省庁等改革基本法ができましたときに、内閣委員の言われますように、やはりこの財投という制度には問題があるということからこのたびの改革が行われるようになったわけでございます。

一つは、郵便貯金にいたしましたも、あるいは年金積立金にいたしましたも、全額預託をするということになってやってきました。その全額預託ということが、本来、国民から集まりました資金の運用方法として本当にそれがいいのかどうかというところは従来からも問われてまいりましたし、またそういう資金を受け入れている郵政省にしまして、全額預託ということにはいろいろ問題がある、場合によってはある程度自主運用というものも必要ではないかというような主張も当然従来からございました。そこで、全額預託ということをとにかく廃止しようというのが一つの決心であつたわけでございます。

ところで、そうなりますと財投機関はその資金に頼ることができませんので、必要な金額を市場から調達せざるを得ない。そのことは、今まで言つてみれば資金だけは確保されているという大変に安易な状況から、みずからのメリットによって市場から金を調達しなければならぬということになるわけでございます。それによって財投機関のディスクロージャー、あるいは市場から金を借りるということは当然拒否されることもあるわけでございますから、どうやって市場に受け入れられるか、市場経済の中でどうやって生存していくかという問題に直面せざるを得ないということになります。そういうところから、財投機関の合理化あるいはより市場経済的な運営によって、実際に資金の上でも案な経営はできない、むだ遣

いはできないということから、財投機関のあり方の不測の見直しというものを強いることになる。

大体こういう考え方から今回の改正が行われることになりましたので、したがいまして従来この制度に存在しておりました問題そのものを解決しようというのがこのたびの改正の目的ということになります。

○内閣正光君 大臣の口みずからは言にくいのかも知れませんが、財投の一番の問題は何なのかといへば、一言で言へば肥大化じゃないんですか。官の肥大化じゃないんですか。例えば公共事業一つとつたて、今、国が十兆、地方が二十兆、合わせれば三十兆なんです。そこに財投が加わると一気に五十兆、GDPの一〇%にまで膨れ上がってしまう。こんなふうには膨らみ過ぎで、もうとにかく財投自身がぐんと膨らみ過ぎた。財投改革というからには、本当はこの膨らみ過ぎた財投をいかにまた圧縮するというかスリム化するか、そこが本質じゃないんですか。

そこで伺ひたいのは、今回の法律でこの膨らみ過ぎた、肥大化し過ぎた財投を本当にスリム化できるんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 肥大化ということはいさば言われまますし、実は私も便利言葉でございしますから使つておりますけれども、そのことの本当の意味は、やらなくてもいいことをやっているとということなんですよ、恐らく。ですから、ただ大きいということではないので、やっているとが本当に入り用なのかどうかということに私はなつていくのだからと思ひます。

そこで、これはこの委員会でも前回もお尋ねがありました、お答えもしておることでありますけれども、今度は財投機関というものが自分で財投機関債を出すことが原則でありますから、その財投機関債は自分の責任で出さなければならぬ。しかし、それはなかなか市場で簡単に受け入れられるとは決まらない、格付を求められるということになるであらうと思ひます。そういうことで、自分の問題として金ができない、できる範囲

でしか仕事はできないはずでございますから、そういう中で仕事のプライオリティーを自分で選ばなければならぬという形で、プライオリティーに従つてその低いものを落としていく、こういうプロセスを経ざるを得ない。

また、財政当局としても、どうしても自分で金ができないというときに、それなら財投債で助けようかというこの前提として、あなたのリストアップチャリタリングは徹底的にできているかどうかというのを問わざるを得ない仕組みでございますので、そういう形でいわゆる肥大化というものを自分自身の生存の問題として考えざるを得ないことになってくる、そういう仕組みを考えておるわけでありま。

○内閣正光君 肥大化という言葉にかえてやらなくともいいことをやっていると云ふんじゃないか、これを今回の法案で極力、最大限市場原理を導入しなうお答えなんです。大臣がおっしゃつたように、まさにこの法案というのには私に言わせるならば単にすべてを市場に任せてしまふファイナンスのテクニック論にすぎない、その前に本当は政治が果たすべき役割というのがあるんですが、これをこの法案ではすべて放棄してしまつていふんじゃないのかと思ふんです。

というのは、すべて何でもかんでも市場が片づけてくれるとかというのを言う前に、まさに大臣がおっしゃつたように、国会の場で政治の責任において官がやるべき事業は何なのか、民にゆだねるべき事業とは何なのか、こういう選別がまず行われなければならないと思ふんです。

端的に言へば、まさにおっしゃつたように、廃止すべき財投機関はありはしないのか、あるいはまたスリム化した上で統合すべき財投機関同士はありはしないのか。もしかしたら、いや、既にやつたとおっしゃいます、まずその前に本当に北海道東北開発公庫が必要かどうかという見直しは私はなされたとは思ひません。単に二つをとにかく存続させるといふことを前提のも

とにただくつただけ。まず、そこには官がやるべきことは何なのかと、民にゆだねるべきことは何なのかという議論は全く私には見えてこないんです。これが一つなんです。政治が果たすべき役割は、二つは、やはり政策コスト分析、この事業が果たして本当にそのコスト負担に見合うかどうか、見合うに値するかどうか、こういったものを判断する。この二つというのはまさに市場が全部片づけてくれるとかそういうふうにはうり出すべきものじゃなくて、国会がその責任において議論すべきことじゃないのかと思ふんです。

そういった意味で、今回の法案というのは、よく財投改革だ財投改革だと思ひますが、財投改革の名に値しないんじゃないのか、単に現行の財政投融资制度の金融の仕組みにちよつと手直しをしただけのものじゃないのか、私はそう思ふんですが、大臣の御意見をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは正論だと思ひますし、本にもそう書いてありますけれども、実際問題として一つの財投機関をつぶすとなつたらこれは大変な問題であります。そう簡単に国会がその機関は要らないといつて合意してくださるとは現実には思ひない、政府の中央省庁改革でもいふんなことを言つてこの程度のことしかできないわけでございます。

しかし、行政機関というものはどうしようもない。幸いにしてこれは金で動いている機関ですから、金がなくなれば自分で閉めざるを得ないという、どうもそういう万古不變の原理というものに頼らざるを得ない。まことに残念なことでございます。残念なことでございますが、それが一番有効な方法であらうというのが過去の経験からの判断であつたのではないと思ひます。

○内閣正光君 そうは言つても、私は、この法案が仮に成立したとしても、官がやるべきことは何なのか、民にゆだねるべきことは何なのか、この議論を避けて通ることは決してできないと思ふん

です。というのは、そういう議論がなければいつまでもたつておのの機関もみんな財投債に安住しちゃうわけですよ。

そこで、大臣にその考えをお伺いしたいんですが、民にゆだねるべきことは何なのか、官がやるべきことは何なのか、大臣の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは抽象的に申すことはできません。その社会、その国によって、官がすべてをやつて、あとは全部民に渡したらいいというところもあるかもしれません。また、官のやることはなるべく少なくしておく方がいいと考えている国もあると思いますが、私どもは、私どもというのは今政府をつくっております私どもという意味でございまして、それはできるだけ市場経済の物差しでやっていくということの方に重点を置いております。それは実は行き過ぎればきつと非常な弊害があることではございますけれども、めったに行き過ぎませんので、まずその物差しというものが一番有効だろうと考えております。

○内藤正光君 万々がこの法案が通つたとしても、官のやること、民にゆだねることのこの国会での議論は私は決して避けては通れないということとを申し上げて、法案の中身に入りたいたいと思っております。

まず、ちょっとこういう質問の仕方を見せていただきますが、もし大臣がお知り合いからお金を貸してくれと言われたら、まず、大臣はすぐあいいですとお金を貸すようなことはいらないと思つて、幾ら大臣自身お金があつたとしても、私は、まず、何に使うんですかと、あるいはまた本当に返せるめがあるのか、こういったところを尋ねるのが普通という常識なんだろうと思つて、一般論で結構ですがお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは貸すつもりなら聞きますけれども。

○内藤正光君 貸すつもりなら当然聞くわけですよ。しかし、現行の財政投融資制度は貸すつもりというか貸すわけです。だから、当然聞かなきゃいけないんですよ。何に使うんですか、むだ遣いはしませんか、ギャンブルに使うことはないんですか、ちゃんと返してくれるんですか、そういったことは当然聞かなきゃいけないんですよ。ところが、現行の財政投融資制度というのはそれはなっていない。

何でなっていないのかと私もひもひもといひました。そうしたら、昭和四十八年の国会議論にさかのぼることができたんです。昭和四十八年です。それから何十年も前ですが、財政計画ということである議論されてはいますが、そこまゝなんです。なぜそれ以上突っ込んだ議論が行われなかったかと調べてみたら、昭和四十八年の国会議論でこういうのがあつたんです。

資金運用部資金というのは受動的な資金だと。つまり、黙っていてもいろいろ貯金だとか何か郵便局とかに集まつてくる、こういった受動的な資金というのは全体的には数値的規制にはなじまない。つまり、平たく言えばこういった全体を国会審議にかけるというのはなじまない。しかし、その運用については、つまり財政計画の部分、ここについては財政的支援の配分という性格にかんがみて、ここだけは国会の議決にかからしめると。これはあくまで例外的なんです。だから、昭和四十八年の議論では、全体としては受動的な資金ゆえに余り事細かに議論はしないというふうなことを要は言っているんです。

しかし、そういったことが結果としてどういうことにつながっているのかといえ、受動的に流入する資金が各財投機関に、その資金需要にかかわりなく、さらに言うならば、その組織の存在意義の有無にかかわりなく資金配分をされていってしまった。結果としていろんな財投機関が肥大化をしていってしまった。私は、今回の法案を審議するに当たっては、こういった反省の上に立つべきなんだろうと思つて、ところが、私は、ど

うひいき目に見ても今回の法案というのは、先ほどから何度も申し上げておりますように、現行制度を踏襲したものにはすぎないのではないのかと思つておられます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、いろいろあるかと思つて、財投債を発行するに当たつて、発行総額が最終的には決まつて、それが国会議決にかかるわけなんです。この発行総額が決まるまでの手順がどうなるのか。各財投機関の予算査定、ここに着目してお答えいただけますでしょうか。それが予算査定をするのか、そういったところをできる限り、ポイントをよりわかりやすく具体的に教えていただけますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、戦後のこと、四十年からのことを言われましたけれども、経験に徴しても、我が国の経済が興隆をいたしました過程の中で、広い意味での国民貯蓄は当然増大いたしました。いたしましたから、したがって財投の原資は自然に増大をいたしました。これを配分するわけはございますから、もたふえればどうしても配分額はふえていく、そういうことはおっしゃるとおりで、現実にあつたと思つておす。

そういう中で、金があるからそれをどういうふうになら有効に増大配分するかというその判断が甘くなつたというふうなことは私も事実を徴して本當であつたというふうな思ひますので、そこは間違いないように思ひます。それがまた今回改革を必要とするに至つた一つの大きな理由であつたろうと。原資が小さくなつていけばそういうことは起こらなかつたであらうと思ひます。

次に、これからどうするかということでございますけれども、まず基本的には各特殊法人は自分で財投機関債を発行する、そういうつもりでやつてもらいたいということを原則として、この法律案が通りましたら、各省庁、これは所管省庁がございますから、並びに各財投機関にまずそういうことを徹底しなければならぬと思ひます。

それで、自分で財投機関債を発行してやれるというところはそれで、もちろんいろいろ査定や何かの問題はございまして、多くのところがなかなか財投機関債というのは発行できないというところになる、そういうふうな結果になつてまいと思ひますから、その場合には、それならば、一体あなたの方でやっている仕事の中でどうしても民間活動を補完する意味で本当に必要なものは何ですか、またその仕事は将来どういうコスト計算になるでしょうか、金を借りたときにあなたの仕事の中から返せまつかといつたような点の精査を大蔵省がいたします。

そして、その中で徹底したいわけはゼロベースでその財投機関のやっていることを見直しまして、その場合において何がどうしても必要だとして残るか、そういうことを一遍全部やってみなければならぬし、それをいたそうと思ひます。

それから、どうしてもこれだけは必要な仕事だとなれば、それは今度は財投機関債はだめなわけですから財投債を分けるということになります。が、この財投債そのものが、もう預託という制度がなくなつておりますから、そう簡単に売れるとは限りません。これはまあ簡単に言えば国債でございますから、そう簡単に売れるとは限らないから、配分をするものが実は非常に限らないうふうなことを考えざるを得ません。したがって、これは国会の議決もいたしておられますから、財投債を幾らでも差し上げられるという状況ではない、むしろ非常に厳しいというところで各機関に取捨選択をいわば強いる結果になる、そうせざるを得ないんだと思ひます。

それが、この法律が成立いたしました後、もう予算編成時期でございまして、八月末までが財投要求の期限でございまして、その間にそういう作業をいたさなければならぬと思ひます。私が非常に心配いたしますのは、なかなか財投機関債というものが市場で簡単に受け入れられるとは思ひません。市場から見れば、先ほど内藤委員も言われましたけれども、財投機関というのは民間企

業に比べればかなり余裕、余裕のあるというよりむしろ甘い市場は言うんではしょうが、そういう経営をしておるわけですから、そういうところの財投機関債なんというものは、今までないものでございまして、どうもそういうものは安易に引き受けるわけにはいかない。また、発行条件にもよると思いますが、発行者にも発行条件が幾らでもいいというわけではございませんから、そういうことで市場はなかなか食いついていかない。

その前に格付をしてもええ、今お互いに幾つかの財投機関を思いましても、既にそういうことをやっていると多少はあるわけではございませんし、これから考えて、あそこはいけるかなといったようなところがお互いに想像できますけれども、それは決してたくさんの方投機関ではありませんので、多くの財投機関でその格付のところではなかなかいろいろ問題があるのではないだろうかというのを私自身は実は正直心配しておるというのがむしろ事実でございます。

○内藤正光君 総額については国会の議決にかかるとは、残念ながら、今までもそうなんです。けれども、この総額が果たして妥当なのかどうかという、国会で議論するには材料が余りにもなさ過ぎるんです。そして、しっかり各財投機関の予算査定まで国会が関与しないと、その足し合わせた総額が妥当なのかどうかかわらないんです。この査定の一番肝心なところを、大蔵省、次は財務省、ここが一手に担うということになれば、結局さじかげん一つでどうにもなっちゃうんです。

そこはにおいておいても、結局、大蔵省あるいは財務省と省庁間の壁というのは越えられないんです。だから、本当にちゃんと厳しい査定ができるのかどうか、私は大いに疑問に思っているんです。ということ、結局はこれからは、またこの法律改正後も引き続きこの非効率さがそのまま温存され続けていくんじゃないのか、こんな懸念が私はぬぐい切れないわけなんです。

そこで、一言で私の思いを申し上げるなら、各

財投機関の予算査定についても、私は、国会が鋭く議論をするというか切り込む、そういう余地があるべきだと思ふんです。今回の法改正で例えば資金運用部というものが財政融資資金特別会計というふうな名前が変わるんですが、名前が変わるだけじゃないんですね。その特別会計の持つ性格づけも百八十度変わるわけなんです。受動的なものから能動的なものへと大きく変わる。となると、私が先ほど御紹介をした昭和四十八年の国会論議の、受動的な資金ゆえに余り数量的規制にないままにだとか国会の審議になじまないとか、そういう論議はもはやここでは通用しなくなるわけです。

そこで、私は、各財投機関の予算査定について、情報公開の拡充とあわせて国会の議決にかからしめるべきだと思ふんですが、大臣のお考えをお伺いさせていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 徹底的なディスクリージャーが必要である、また国会で各財投機関のあり方について御審議をいただく、これはむしろ当然そう願いたいところでございますけれども、一つ一つの財投機関の予算を国会の御議決の対象にするということは、現実にはそういうふうにお願いをしておりますので、問題は、その御議決のときに、場合によっては否決をしてもいいといった緊迫した問題のような御審議があるかないかということであろうかと思ひます。

○内藤正光君 国会の議決の対象になっているといつても、それを判断する、議論するに十分な資料というのは提出されているんですか。国会の議決になっているといつても、それは形式的なものであつて、では国会の場でいろいろ議論するのに必要にして十分な資料というか、情報が開示されているんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) もとより、国会のお求めになる資料は一切提供いたしております。ですから、それは結局国会のお立場から、この機関は本当は要らないんじゃないかと仮にお考えになったときに、この予算を認めないというふう

いう国会のお立場であれば、それはそういう結果に当然なるわけでございます。従来の国会におかれましては、もとより慎重御審議をさせていただいておりましたけれども、それはまた当該機関に非常に大切なことであります、十分な資料のもとに国会は御審議の上それを認めておられるというのが従来であつたと思ひます。

○内藤正光君 十分な資料が国会に提出されているということなんですが、基本的にはストックの損益であるBSであつたり、あるいはまた損益計算書、PLであつたり、資金収支だけですか。それで、提出されてくる資料も各省庁ばらばらです。それを見たら各財投機関がどれだけの焦げつきを持っていたか全然わかりません。歳入歳出だって、これは予算の要求ベースで出てくるものであつて、大蔵省という各財投機関からこれも出しますというふうに出されてくるものじゃない。足りない情報なんていっぱいあるんですよ。

あるいはまた、上場企業並みの財務諸表が公開されているか。あるいはまた、道路公団を例に挙げればわかるんですが、道路公団の下に幾つもの関連企業がある。道路公団そのものは赤字であつても、その関連会社等はもうすく潤っている。こういうところが出てくる資料から全く見えてこない。

私は、そういう問題に鋭く切り込んでいくためにももういったすべての関連会社を含めた連結ベースの財務諸表等が提出されるべきだと思ふんですが、こういったものが提出されていないのが現状なんです。私はそれで国会の審議にたえ得る十分な情報が公開されているということはとても言えないんじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 従来の御審議のあり方について私どもが批評がましいことを申す立場ではありませんけれども、ある意味で財投機関はまあまあちゃんとやっているだろうというお立場でありますか、資料等々の御要求はもとより、国会

の要求される資料はあらゆるものを御提出すべきものであります。

今、連結決算の問題も言われましたけれども、財投機関側のその財務諸表のあり方、経理のあり方というのが民間の会社とはもとより多少の理由もあって異なつておることでありまして、国会の非常に厳しい審議あるいは資料の御要求からそういうのんびりした会計処理はしていただけないということになれば、当然それは財投機関はそうせざるを得ませんので、したがって、国会の御審議の対象であります以上、国会が御審議のお立場からいろいろな厳しい要求をしていただきますことは財政当局としても賛成でございます。

○内藤正光君 それは大蔵省としても各財投機関に対して、積極的に基準を、各省庁ごとばらばらじゃなくて、私は統一した基準で提出するよう特例という義務づけるべきだと思ふんですが、そういうところまで踏み込まれないんですね。踏み込まれるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは各機関によって性格が違ひますので、統一的な方針を求める気持ちはありません。ただ、財投機関債が出せないということを言われるならば、それはなぜかということとは追及せざるを得ませんから、したがって予算要求機関の側でそれはそういうふうな整備をしてこれならなければならないようになってまいります。

○内藤正光君 でも、それは結局はその対象の財投機関と大蔵省との間で閉じてしまつてのことであつて、これをオープンにされるんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはつまり予算折衝の過程みたいなものでございまして、それを一々公にするかどうかは事柄によると思ひます。要するに、目的とするとこれは財投機関債が出せるように合理化をしないといふことでございまして、そういうやりとりというものは当然かなり厳しいものをせざるを得ないんじゃないかと思ひます。

いるということだろうと思ひます。

○内藤正光君 では、数年以内というふう理解してよろしいんですね。

なぜそういうことを聞くかといふと、ちよつと話がかわるかもしれないが、政策コスト分析についてお伺いしたいんですけれども、これがまたいつどういふもので、目標ですべての財投機関に適用されるのかどうか、そういうのがちよつと不明なんです。それで、私としても、あと三年以内を目標にとか四年以内を目標にという話を聞きたいわけなんです。というのは、国会の場では当分の間が五十年続くこともあるわけですよ。

ですから、ある程度、大変しつこいようでも恐縮なんです。そういう全容を明らかにするには、もういったいスクロージャーが本場に大事だと思ふんです。これは本場に来年からでもやっていた方がいいという思いで私は訴えているわけなんです。ある程度、当分の間とかというごまかしじゃなくて、お答えいただければ大変うれしいんですが。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、一つ申し上げられることですが、既にそういうことは進行しつつありますけれども、今度はこういうことになりましたので、特殊法人自身が実はそういうことをしないと、自分の立場というものがまず予算査定をしなければならぬという話ばとても受け付けられないわけですから、今度は自分の立場からどうしてもそういうことをせざるを得ないということが起こりますので、大いにそれは促進されるかと私ども考えています。

○内藤正光君 ただ、機関債を発行しようという意欲のあるところはそうかもしれませんが、大臣もいろいろな財投機関の理事長の方々からいろいろお話を伺っているかと思ふんですけれども、ほとんど積極的に機関債を発行しようなんというところはないわけですね。

それはそのはずなんです。やっぱり機関債は

財投債に比べて資金調達コストもかきましますし、情報公開もより一層進めていかなきゃいけない。いろいろな問題があるから、できるならばうちはいつまでも財投債でいたいと思つてしまふわけですね。そういうところが果たして市場に判断をゆだねるべく情報公開を進めていくかという、私はそれは思ひません。

○國務大臣(宮澤喜一君) いや、今度は財政当局になぜ機関債が発行できないのかということをお明ししなければなりません。その段階で同じ問題が起きます。機関債が発行できないから何でも財投債がもらえるというわけには今度はいかぬわけでごさいますから、そこをどうにかそういう段階がやつぱりございます。

○内藤正光君 わかりました。では、もうその辺のところはしっかりと規律を持って臨んでいっていただきたいと思います。この辺がいかげんですと、本場に今回、全然財投改革のザの字もないわけですから、厳しく臨んでいただきたいと思います。

そこで、先ほどちよつと触れましたが、政策コスト分析についてお伺いをさせていたきたいと思います。

今、五つの機関において政策コスト分析が試行実施されているかと思ひますが、どんなふうに使われているのかというのも含めて、現状をお伺いさせていただけます。

○政務次官(林芳正君) 今、内藤委員から御指摘がありましたように、今回はこの改革に先立ちまして五機関におきまして試算をしております。資料も持ちだしたいと思います。

そこで、十二年度の政策コスト分析でございすが、いろいろな専門家、学者の先生方等に入つていただきましてコスト分析・評価検討会というのをつくつております。そういうところなどいろいろな精査、検討を行ひながら、先ほど申しましたように、機関を監督しております関係各省庁、また機関そのものとも協力して一生懸命やっております。そこでございまして、昨年は五つでございま

たけれども、ここから少しでもふやしていくというところで一生懸命やっておりますのでござい

そこで、財投の対象となつております特殊法人と認可法人につきましてはこういう政策コスト分析をきちつとやっていくというところで、今やっている法人の業務について見直しを行っているわけでごさいます。将来的には対象となる全法人につきまして分析結果を公表するということが究極の目標でありますから、そこになるべく早く、何年かとおっしゃるとなかなかきつところもあるわけでごさいます。一生懸命頑張つてまいりたい、そういう現状でござい

最初に申し上げましたように、昨年度は住宅金融公庫、国民金融公庫等、五つのものについて試算を出しておりますのでござい

○内藤正光君 今五つなんですが、私は早急にこれをすべての財投機関、対象機関に広げて、それでやつたからといってすぐ使い物になるかといへば、これは私も理解しています。やつぱり精査の期間が何年間か必要だと思ひます。二年、三年になるかわかりませんが、その精査の期間を置いて、私は国会に提出を義務づけるべきだと思ふんですが、いかがですか。

○政務次官(林芳正君) 国会に提出すること自体は、ちよつと今法律がどうなつていくかわかりませんが、時間的な問題として、予算をお出しする時期に出すというのとはなかなかテクニカルに難しいところがあるというふうには聞いております。コスト分析をこういうふう公表して資料としてつけておきますので、それをもとにしていろいろな御審議をいただくということになるかというふうな思ひます。

○内藤正光君 わかりました。では、時間もあと十五分ぐらいですので、最後のテーマになるかと思ひますが、資金運用の透明性についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

今、皆様のところに間もなく資料が届くかと思ひます。それをちよつと拡大したのがこちらの図なんです。これはどういう資料かといひますと、九四年から九八年にかけての推移なんです。資金運用部による金融債保有残高、これは縦棒の方で、線グラフが日債銀の株価の推移、これを重ね合わせたものなんです。

これを見て率直なところをお伺いしたいわけなんです。私はあるおかしな傾向がこのグラフから読み取れるんじゃないかと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) よくわかりません。○内藤正光君 九五年の春ぐらいからなんです。日債銀の株価はずつともう下がりが続いているわけなんです。それに対して、資金運用部が持っている金融債の保有高が株価とは反比例するようにぐぐつと上がつていっているわけなんです。これは普通に考えたら大変おかしいことだと思ふんですが、いかがですか。

○政務次官(林芳正君) 今、初めてこの表を見せただけでしたし、それからこの軸のとり方が全く質の違う、保有残高は兆円でございまして、それから株価は円でございまして、ちよつとどういう因果関係が、ビジュアルに委員がおつくりになつたと思うので、そういうふうに見えたと委員はおっしゃるのかもしれないんですが、そこは何とも申し上げようがないのではないかと、こういうふうな思ひます。

○内藤正光君 質が違うとおっしゃいましたが、大体この手のグラフというのは普通なんです。左手の目盛りを読んでいただければ保有残高、兆円単位、ちゃんと目盛りも打つてあります。一番上が十二兆円。棒グラフについてはそちらを見ていただければいいわけなんです。右は日債銀の株価というところで、一番上は八百円、こういうレンジで。このグラフは別に何も特殊なものではない。私がある特殊な技術を使つて加工したものでも何でもない。ただ二つを重ね合わせただけなんです。ですから、私はこれで傾向を読み取れるんじゃないですかと言つてゐるんです。

その傾向を見ると、特に九五年四月あたりからの、これが余りにも異様じゃないですかというところを私は申し上げていたんですけど。

○政務次官(林芳正君) どういう御趣旨か余りよくわからないものですか、ちょっと的外れかもしれませんが、金融債保有残高というのは、委員も御承知のように、資金運用部で金融債というのを持ってある残高でございますが、それは短期の、たしか五年までだったと思いますが、その資金繰りについてやるということでございます。

○内藤正光君 資金運用部が金融債を買ったからこういう傾向を示したというのじゃなくて、言わなくていいんですけど、こういうふうな資金運用部資金が使われたというふうに見るのが普通じゃないのか。

つまり、もう既にこの時点で抜け道を使って公的資金が注入されていたんじゃないかという大変強い疑念が抱かれるわけなんです、いかがでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 今やと委員が何をおっしゃりたいかわかったわけじゃないですが、先ほど申し上げましたように、財政投融資計画の実行ということで、例外的に商工中金はいろいろな事情がありまして今でも金融債を購入してきておることは多分委員も御承知だと思います。それ以外は、過去において、今はなくなりましたが、先ほど申し上げましたように、資金運用部資金の短期運用の一環として、過去にいろいろなところで発行しておりました金融債を運用の一環として買っておったということでございます。

これは大事なお金でございますから、過去においてやっておったときにも各行政の貸付残高等を踏

まえて購入額を決めておりまして、委員が今御指摘になった、特定行に偏るような恣意的な運用というのは一切行っていないわけでございます。買入支えというようなことがもし委員の御指摘であるとすれば、そういう事実はないということでございます。

○内藤正光君 資金運用部資金で当時は、現行制度でもそうなんですよけれども、金融債を買うというのとは何ら違法ではない。しかし、この資金運用部資金法の第一条で資金の運用のあり方について規定があるかと思えます。それは「資金を確保し且つ有利な方法で運用する」と。こんな下がり続ける日債銀の株価をかなり買っていたかと思うんですが、これは私は完全にこの第一条に反するのではないかと思っています。

○政務次官(林芳正君) 株価が下がるということと安全な運用ということがどれぐらい今の一条の趣旨に反しているかはわかりませんが、今手元に準備するものがありませんが、株価が上がった一義的によくて下がっただめだとはなかなか言えないのではないかと。株を買っておるわけではなくて、金融債というのはその社債でございます。先ほど申し上げましたように、各行の貸付残高とかそういうところを踏まえての運用ということで、償還の確実性とかそういうことにきちっと照らして運用を行ってきたということではないかと思えます。

○内藤正光君 株価といたしたら、例えば日債銀の株価というのはやはり日債銀そのものの評価をあらわすわけですよ。ですから、金融債と株価が違ふんというところは、物自体は違っても日債銀の評価とは強い因果関係があるわけですから、私はいかがなものかと。

そこで、平成九年十二月一日に衆議院予算委員会があった。その中で、我が党の小沢鋭仁議員がこんな質問をしているんです。金融債は保護の対象になるんですか。そうしたら、当時の大蔵大臣は三塚さんでしたが、あっさり保護の対象に

なりまして答弁しているんです。当時、預金保険法の保護の対象になるかどうか。当時でも実は金融債については保護する云々という根拠法は全くなかったわけですね。にもかかわらず、当時の三塚大蔵大臣はあっさり、別に何度かのやりとりを経た後ではなくて、保護になるんですかという小沢委員の質問に対して、対象になりますかとさき答えているんです。うがった見方をするならば、これは買入支えに対する援護射撃以外の何物でもないんじゃないか。いかがですか。

○政務次官(林芳正君) 何とお答えのしようがないところでございますが、金融債を預金保険の保護の対象にするというのはいろいろな御議論があつて、全額保護をするという特例期間中に金融債というのが資産として結果として保護される。今度、恒久措置になりますと、これはもう委員も御承知のように金融審議会でも種々議論をいたしました。いろいろな場合分けをして、きちっと個人で持っているものといったような条件等があつたと思いますが、そういうものに限っては保護をしていく、きちっと保険料も取る、これが仕切りでございます。それとこちらの運用部の方のあれというのは直接は、直接というか、関係のないことではないかと。

それから、先ほどちょっと私言ひ忘れておりましたが、この資金運用部による金融債保有残高、これは何も日債銀だけではなくてたくさんございまして、その総額がここに出ておるといふことだけではもし誤解があるといけませんので申し添えさせていただきます。おっしゃるようには、確かにこれはすべての金融機関の金融債保有高です。

○政務次官(林芳正君) 金融債を出しているところですね。

○内藤正光君 はい、そうですね。その前に、平成九年のこれまた六月十日なんです、参議院大蔵委員会でもこのおいで寺崎先生がこんな質問をしているんです。この辺の傾向を指摘してなんですか、買入手がつか

ない日債銀の金融債を政府が買入支えたんじゃないかという質問、同様の質問をしております。それに対して、政府委員伏屋さんはそのような事実はないと明言をされました。

そのような事実はないならば、私はそれを示すような客観的データを示すべきだと思います。そして、林政務次官がおっしゃったように、確かにこちらは日債銀です。しかし、棒グラフの方は全部をひくくした総額です。

ですから、私はここで大蔵省に要求したいんですが、少なくとも平成五年一月から日債銀が特別公的管轄下に入った平成十年十二月までの資金運用部による日債銀の金融債保有高、その推移を示すグラフを提出していただきたいんですが。

○政務次官(林芳正君) お答えする前に、先ほど預金保険のところでもちょっと間違つておりました。私、資産と申し上げたかもしませんが、負債とすることでございますので、訂正させていただきます。それで、今、委員から、各銀行銀行ごとのという、日債銀といたしましては、この金融債の中でどこに幾らぐらいということ、これは市場にもいろいろな影響を与えるということもございまして。全体としてはこうやって金融債の保有残高を出しております、それから、先ほど申し上げましたように、商工中金はちょっと目的が違ふということもありまして、ディスクロージャーをいたしました。それから、商工中金の残高といたしましては、全体から商工中金を引いた残高は出ているわけでございますが、そこから先のブレイクダウンというのは今申し上げましたような理由でちょっとコメントができないということでございます。

○内藤正光君 どうして日債銀の保有残高を示すことが市場に大きな影響を与えるんでしょうか。これはもう既に過去のことですよ。過去のデータを出してくだされと言っているんです。さらにまた、日債銀には巨額な、三兆円、四兆円もの公

的資金が注入されているわけですから、私はこの辺は明らかにすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○政務次官(林方正君) 申し上げましたように、過去とは言いまして、また今いろんな交渉をやっております。市場に出てくるわけでございます。ですから、そういった意味でも、また委員ももう御承知のとおりだと思いますが、金融債を出しておるところというのはそんなにたくさんないわけでございます。ですから、ではこれを出すと残りがこれとこれ、こういうようなことにもなりまして、特にそういう意図がなくてもこの残高がふえたり減ったりということで、いろんな市場への影響というのは我々は配慮してまいらなさいいけない、こう思っておりますので、そういう意味では個別の残高というのはちょっと難しいということでございます。それは御理解いただきたいと思ひます。

○内藤正光君 私が出題をさせていただきましたこのグラフを見る限り、この当時、資金運用部資金で買入支えをしたんじゃないかという疑いが大変濃厚なわけなんです。今、新しい制度をこの国会で議論しているわけですね、この問題にも絡んでいるわけなんです。新しい制度をつくる、考える、議論する、その大前提として、私はやはり過去のこういったものいろいろ問題点はなかったかどうか反省し、そして問題点があったらそこを改善する、そういうことが大前提になければならないんじゃないかと思うんです。

そういう意味で、私は、先ほど申し上げましたが、平成五年一月から日債銀が特別公的管理下に下った平成十年十二月までの資金運用部による日債銀の金融債保有高の推移、これは何としても提出していただかなければならないと思ひついでいます。私は委員長にそのお取り計らいをお願いしたいと思ひますが、

○委員長(平田健二君) 後刻、理事会で協議いたします。

○内藤正光君 その資料が提出された後、また引き続き私はこの場で議論させていただきたいと思ひます。

○櫻井充君 それでは、内藤委員に引き続きまして、財投制度について伺ひたいと思ひます。ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが、まず今回の抜本的改革の目的について教えていただきたいと思います。

○政務次官(林方正君) もう議論を大分やっています。平成十年六月に中央省庁等改革基本法が成立しておりますが、これの二十条にいろんな規定がございます。これを踏まえまして、従来の財政投融資システムの根幹でありました郵貯、年金積立金の全額預託義務を廃止いたしました。真に必要な額について市場から調達するということ等抜本的な改革を図って、今御議論がいろいろありましたけれども、特殊法人等の効率化、改革に寄与していくこと。

もう少し具体的に申し上げますと、まず資金調達面、入りの口でございますが、今申し上げましたような預託義務の廃止、それから、今もいろいろ御議論があったところでございまして、けれども、真に必要な資金を特殊法人のために財投機関債や財投債を用いて市場から調達していく仕組みに転換をしていくことをやりまして、特殊法人等の効率化、事業の見直し等をやっていくこと。

それからもう一つは、先ほども内藤先生からありましたように、財投の対象分野や事業について政策コスト分析といふものをきちとやって、それを適切に活用していくことによりまして民業補完といふことの趣旨を徹底していくとともに、償還確実性といふものも精査して、不断の見直しを行うこと。これが基本的なところであらうかと思ひます。

○櫻井充君 財投機関の効率化を図っていくという話になりますが、そうすると財投機関というものの本来の目的といふんですか、それは一体どういうものなんでしょうか。

○政務次官(林方正君) 財政投融資につきましては、財政政策の一環として、有償資金、租税の場合には無償といふか返さなくていいお金でございますが、これに加えて、運次的に有償資金を用いて国のいろいろな施策を、あくまで国の施策ということの効果的、効率的に実施する仕組みといたうこととございまして、これは諸外国にもいろんな制度があるといふふうに承知をしております。そういうことで、今回の改革はそういう意義がなくなるといふことではなくて、いろんな御議論があるのとおり、国の各般の施策に適切に今後使っていく必要があるといふふうに考えております。

例えば、高速道路のように受益者負担を求めるといったようなところとか、中小企業対策、環境対策、住宅金融といふようないろんな分野につきましまして、きちとこの存在価値といふのは今後もあるんであらうと、こういうふうに思っております。

○櫻井充君 一般的な話ですけども、国の施策を行っていく、そういう会社と言つたらいいんでしょうか、そういう仕事をした場合に、民間の企業と比べてどちらが利益を得やすいとお考えですか。

○政務次官(林方正君) 財投機関と民間の会社を比べていふこととございまして、

○櫻井充君 政策的なことを実現するために財投機関が必要だといふお話でした。その政策的なことを行っていくといふことは、恐らくはコストの点といふのは、民間企業と比較したときには、ある部分利益を得なくても仕方ないんじゃないかと思はれる、そういう機関も出てくるんじゃないかと私は思ひます。

つまり、普通の企業であればとにかく利益を必ず得なければいけないわけです、そうじゃないか

倒産してしまうわけですから。つまり、そういう意味で、政策を実施するといふことは、ほかの民間企業から見たときには、黒字にならないといふふうな一般的に考えられるものではないですか。

○政務次官(林方正君) そもそも特別会計は国そのものでございまして、それから特殊法人、認可法人といふのも、先ほどちょっと内藤先生のときにあつたと思いますが、法律に基づいていふことは必要だからといふことでつくつておりまして、例えば法人税なんか払わなかつたりするわけですから、特別会計なんか特に。

ですから、そもそもその比べる基準が違ひますので、そこはなかなか同じ土俵で比べていふことにならないと思ひますが、委員から御指摘があつたように、なかなか民間ではできない補完といふ部分であれば、もしそこが本当にもうかるものであれば民間がやってくれるんじゃないか、逆に言えばそういうことにならうかと思ひますので、そういう意味では委員がおっしゃつたとおりではないかと思ひます。

○櫻井充君 つまり、余りもうからないようなところにも政府の方針として事業を起こしていかなければいけないのが財投機関だと私は思ひます。そうしますと、先ほど政務次官からお話がありました、税金であれば無償資金であると。財投の場合には、基本的には、年金や郵貯を使つておりますから、将来は利子をつけて返さなさいといふ有償資金なわけなんです。そうすると、利益を追求していくところに有償資金を使つていくといふこの仕組み自体に問題はないんじゃないか。

○政務次官(林方正君) 有償資金といひまして、限られた財源であるといふこととございまして、無償資金の税金といふところももつとより一層限られたといふこととございまして、有償資金でできる分野といふのは、一番最初のところで申し上げましたように、各国同じような制度があると思ひます。そこで見えていくといふことはあり得る

んだらう、こういうふうにあります。

例えば、先ほど申し上げたように、高速道路なんかは膨大な初期投資が必要になりますから、何十年のスパンで見ればその収支は償うかもしれないが、ただそこまでのことを民間でできるのかないかと、なかなかそういうわけにもいかないということがございますので、そのお金を利子をつけて返さなきゃいけないから公的な分野にはなじまないと言ってしまうと、なかなかいいんない知恵ももうそこで出なくなるといってございますから、民間でやることと、全くの税金でやること以外にも、うまく知恵を出して有償資金を活用していくことによって、先ほど内藤委員が冒頭でおっしゃったように、いろんなことを今までやってきたというところは事実でありましようし、今後そういう分野はあるだろうというふう

に理解をしておるとうございます。
○櫻井充君 それでは、もう一つ別な観点からお伺いしたいんですが、たしか一昨日のこの委員会では財投機関債を発行できることはほとんどないんじゃないかというような答弁があったかと思ひますけれども、財投機関の数と実際に財投機関債を発行できると考えられている数について教えていただきたいと思います。

○政務次官(林方正君) 今、財投の対象の数というところでございまして、十二年度の計画ベースで四十八でございまして、特殊法人が三十三機関、それから認可法人が五機関ということで、特別会計を含めて四十八でございまして。

そこで、ではこのうち一機幾つやれるのかというところでございまして、これは前回の委員会でもいろいろ御議論があったところでありますけれども、例えば営団地下鉄は、これは帝都高速度交通営団でございまして、既に申し上げておりますが、それから、これも前回あったと思ひますが、住宅金融公庫につきましてはABS等を十二年度から発行する予定をしているというふう聞いております。

このほか、この間も総裁においでいただきました

たけれども、日本政策投資銀行ですとか国際協力銀行等初め各機関で今詰めていただいているというところでもございまして、これは毎回の答弁になつて恐縮なんですけれども、どれぐらひ出せるかというのは実際には市場で決定されるというような性格もございまして、現段階で幾つ、どれぐらひというのにはなかなか難しいということにならうかと思ひます。

○櫻井充君 現段階で幾つか、どのぐらひかというのがわからないままその制度をつくっていること自体に問題はないんでしょうか。こういうのは絵にかいたもちということになるんじゃないですか。つまり、現実と全くかけ離れている制度をつくって、さあ制度はつくってみたいけれども、現実的には機関債を発行できない、市場原理も働かないということになりませんか。そこはまず最初にかどうかと調べるのが普通じゃないでしょうか。

○政務次官(林方正君) ゼロということではなくて、今幾つか例を申し上げましたけれども、例がございまして、制度の方も、例えば極端な話をしますと、機関債がどうも出せそうにない、しかも先ほど申し上げました財投債の合う条件にはなかなか入れないというところは、極端にいたしますと、後ろはびっくりするかも知れませんが、やめてもらうしかないわけですね。

だから、そういう意味ではそういう精査の仕組みをつくるというのが今回の改革の趣旨でございまして、要するに機関債というのは幾ら我々が出せ出せと言っても市場に全く受けつけないものがあるというところでは仕方がないというところを先ほど申し上げたわけでもございまして、そういう趣旨で御理解を賜ればと思ひます。

○櫻井充君 今、やめてしまつても仕方がないとおっしゃいました。本当にやめてもいいんですか。これをやめた場合に大きな問題は起こらないんですか。つまり、銀行がつぶれたとか、そのために銀行の破綻のルールをつくっているわけですが、極端な話とおっしゃいましたけれども、私は

そのぐらひの気概は必要だと思ひます。それはおっしゃるとおりだと思ひます。

そうだとすると、実際、本当に破綻をしても構わないとか民間化しても構わないというのであれば、本来はこの制度にそういうルールをつくらなきゃいけないのはたはずなんです。どういふ手順で民間化していきまうとか、どういふ手順でいふ場合に破綻処理はどういふ方法でやっていきますとか、そういうルールを定めなければ今の発言はできないんじゃないかと思ひます。

○政務次官(林方正君) 極端なことというところで、精神的にはそういうことだと思ひます。それで、委員がおっしゃったように、破綻とおっしゃいましたけれども、もし先ほどのプロセスの中でこれはどう考えてももう要らないよと出てきた場合に、すぐ破綻ということではなくて、多分そういうことになった場合はきちっと経過措置を置いて、徐々にいろんなところに迷惑がかからないようにやっていくと。やっぱり機関でございしますから、貸しているのがあつたわけですね。だから、それをその場で全部なくなつちやいましたというわけにはなかなかないかと思ひますので、そこはきちっと一番スムーズな形で、本当にそういう場合があつた場合はそういう形になっていくかと思ひます。

○櫻井充君 済みません、仮定の話で大変申しわけないんですが、本当に効率化を求めていくとすれば今おっしゃったとおりです。もう一つちょっと聞いておきたいんですが、そういう場合にはやはり破綻というか、そういう処理のルールというのはまた改めて定めるといふお考えなんですか。

○政務次官(林方正君) 機関に依じてどういふことをやっていったらいいかというのはいろいろ考えようがあると思ひます。今までもいろいろな統廃合等やっております。ですから、そういうのを見ながらやっていかなければいけないと思ひますし、それから財投機関の倒産法制ということにならうかと思ひます、委員がおっしゃったことを

突き詰めていきます。

やっぱりお葬式といひますか、市場から出ていってもらう退出のルールというのをきちっと決めなければならぬわけでもございまして、逆に言えば、そのルールをきちっと示すということが今生きている財投機関がきちっと市場で評価をされることにもつながっているという御指摘もありますので、我々といひましては実務は法務省に対して特殊法人等の公法人の破産等の問題について検討を依頼しておるところでございまして、今後、財投機関を含めました公法人の倒産法制については、法務省の中に法制審議会というのがございまして、その倒産法制部会で検討が行われるというふう聞いております。

○櫻井充君 ちょっと脱線したんですが、今回のこの制度でとにかく市場原理に基づいて経営が効率化されると。財投機関債が発行されて初めて市場原理にかかるといふことになると考えていいわけですね。そのもの自体も発行できなかった場合には市場原理に乗っからないと考へてよろしいんですか、そういう理解でよろしいんですか。

○政務次官(林方正君) 市場原理にかからないという言葉の意味をどうとらえるかだと思ひますが、そもそもそこで選別をするという意味で市場原理が一回かかつて、それで機関債が出せないというところは市場原理に基づいてそつちへ行つたといひます。おとといあつたように、機関債を出すことを検討したときに、例えば格付機関みたいなところにも意見を聞くといふこと、これは検討の中でもやるようなことにならうかと思ひますので、そういう意味ではそこをいふゆる市場原理に触れていただくといひますか、そういうプロセスはあろうかと。

だから、機関債を出せないという意味では、実際に出してそこで市場の評価を受けるということとまでは行きませんけれども、広い意味で市場原理といった場合は、そもそもそこで選別をするといふこと自体が市場原理がそこで働くのかな、そ

ういづうに思います。

○櫻井弁君 私とはとにかく一回どこの機関にも全部出させるべきだと思つてますよ。出させてみて、買つてくれるところがあれば、やっぱりこういうものなんだなということをやまず認識してもらうことと自体が大事なんじゃないでしょうか。そうじゃなければ、要するに政府保証をつけてもらうとか財投債から融資してもらうとか、その方が楽、楽というか、金利もその方が低くて済みますし、そういう意味で努力を怠るような道をもう最初からつけているわけです。宮澤大蔵大臣も先ほどなるだけ出していただくようにお願いすると言つておられましたが、やはり原則は全部の機関にまず最初は出させるということをやさなければ市場原理も何も働かないんじゃないでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 何か大々魅力的な御意見のようにも聞こえますが、ただ出してだれも買ってくれなかったらどうなるんだろ、実際にはやっぱりそういう心配があります。精神は委員がおっしゃったとおりでございます。

まずは財投機関債を出すことが原則です。それで、原則がどうしても無理な場合が最初からわわかっていて、例えばやってみてもこれはとても無理だというようなところが無理して出して、だれも買ってくれないということがわかっていている場合まで形式的にそういうことをやれというのはななくて、そこはきちっとこのプロセスに従っていることをやるというのが今回の仕組みになっております。

委員がおっしゃる精神というのは非常に理解できるんじゃないかと思います。

○櫻井充君 出せないというのはどういう理由で出せないんですか。

○政務次官(林芳正君) 結局、そこは市場原理ということですから、市場が引き受けられないようなものを例えば我々が出せ出せと、行政というか、私は国会議員ですから政治といいますか、その部分がいわば無理押しをして出しても、結局、では市場はそんなに無理して出せ出せと言ううな

ら、何かあったときは後で責任とってもらえるんですかね、こういうような受けとめ方になっててもこれは市場原理に反することになるわけですかから、デイスクロ等、それから将来的な政策コスト分析みたいなことも多少かわるのかもしれないですねけれども、そういうことをやって、あくまで市場でこの機関債をどういうふうに評価していただけたかということをやっていく必要があるんじゃないかということだと思います。

○櫻井充君 なぜ発行できないかというこの理由が余り明確ではないように思うんです。

ちよつと総務庁にお伺いしたいんですが、総務庁の行政監察局が財投機関の財務内容を分析しています。分析した財投機関の数と債務超過の状態にある財投機関の数を教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(塚本壽雄君) お答え申し上げま
す。

私どもの特殊法人に対する財務調査でございませうけれども、公団、事業団等三十法人を対象として始めております。これまで七回にわたりました、二十五の法人につき調査結果を所管大臣に通知させていただいております。

このうち、御指摘の債務超過になっておる法人は本州四国連絡橋公団一法人でございます。これにつきましては、報告の中では、通行料収入を得るに当たりまして、多額の建設資金を投入する必要があったという事業の性格から、いわゆる創業赤字という面があるということも付言いたしております。

○櫻井充君　非常に不思議なんです、債務超過でないということは、その機関自体が黒字だという理解でよろしいんですか。

○政府参考人(塚本壽雄君) この点につきましては、この報告の中で、債務超過につきましては債

務の総額が資産の総額を超える状況、こういうことでございます。したがって、刻々の収支の問題というのは途中各年度がございしますが、そういった中で問題とこの債務超過の問題とは別の問題

なる面もあるのではないかと考えております。

○櫻井充君　ちよつと不思議なんです、要するにほとんど債務超過ではないんだとおっしゃっているわけですね、単年度の収支はちよつとわかりませんが。

そうすると、債務超過でないとなれば市場は買ってくれるものではないんですか。そういう単純なものではないんでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 委員が今おっしゃったように、一義的に今債務超過であったりとか赤字であったりということだけでいいとかだめとかということにはなかなかないのかなというふうに思っております。

例えば、先ほども内藤委員と御議論したときに、もしくは櫻井先生になってからだったかもしませんが、高速道路みたいな長期でやる場合は、最初は赤字なんでございますね。ですから、それが将来にわたってきつとフイージビリティ

ティースタディーをやって長期の償還計画みたいなものをつくっておても、最初の単年度が赤字だからここはだめだというふうに市場が判断するかどうかと、必ずしもそうではないのではないかと、というふうに思っております。こうした企業につ

いては、将来の事業収入ということがもちろん予想されるわけでございますから、それによって発行した債券を償還するということも十分可能でありますので、単に単年度赤字とか累積損だけを見て、それでもそこは財投機関債は最初からだめなんだということにならないのではないかとこのように考えております。

○櫻井充君 いや、買えないというんじゃないやなくて、逆で、二十五の財投機関を調べて債務超過だったのはたった一つしかない。だったら、残

りの二十四は発行できるんじゃないですかと私は
問いたいんですが。

○政務次官(林芳正君) 逆もまた真ならずでございまして、では今黒字であったり債務超過でなかったらそれは全部見るかという、市場はそれはどうして黒字なのかとか、将来的にどうなるの

かということをきちっと見て判断するわけではござ

いますから、逆もまたそういうことできちっと市場は見ると、それが厳しい市場原理ではないかというふうに思っています。

○櫻井充君　そうすると、将来はもしかすると債務超過に陥るかもしれないから、そこら辺の判断が必要だということをおっしゃるのであれば、いつまでたっても市場から資金を調達できないんじゃないですか。今のおっしゃり方は、できない理由、できない、できない、できないばかりなんです。

本来だったら、発行してもらって初めて市場原理が働くんだと、私はそういう説明を受けました。だからあえて目的のところでお伺いしたわけです。財投機関の効率化を図っていきますと。その効率化を図る方法は何かというところ、市場原理だということに言っているわけです。では、その市場原理はどうやって働かせるのかといえば、それ

は財投機関債を発行させてということですよ。ということは、財投機関債が発行できなければ市場原理に基づいて経営の効率化が図られるわけではない。そうすると、その目的というのは果たせないんじゃないか。つまり、先ほど内藤さんもおっしゃってましたが、これを市場原理に任せるといふところにおのずと無理なところがあるんじゃないかというふうに思います。

○政務次官 林芳正君　先ほど来、大臣からも御答弁があったとおりでございまして、何も全部市場原理でやってくれということではなくて、先ほども内藤先生との御議論でいろいろありましたような手続で、まずは機関債が出せるかどうかというところで市場原理を働かせて、それから先ほどちょっと申し上げませんでしたけれども、今度、

預託義務が廃止されますと財投債そのものも市場で調達をするということになりますから、こちらからも市場原理でお金を取ってこなければならぬということになります。

その上で、何も全部市場原理じゃないと申し上げたのは、やはり最後は我々政治といえますか、

その責任できちっと見て、これは要るのか要らないのか、それは市場原理というよりも政策目的と最初に私が申し上げましたところから判断をするわけでございます。その判断は、財投機関債というところで自分でお金を調達できなくてこっちは来るのならそこは厳しくやりますよ、これが今回の改革の一つの考え方でありまして、何も全部市場原理でやって、あとは全くやらないということではなくて、あくまで両者が相まって最初に申し上げました目的を達成していこうということになるんじゃないかと思えます。

○櫻井充君　でも、先ほどのお話を伺っていると、市場原理というか、機関債はほとんど発行できないということになりそうだが、そういう見通しだと、見通しも立てていないんだとすると、なぜこういう制度をつくって、こういう考え方でこの制度が運営されていくんだと、その根拠にならないと思うんです。つまり、先ほども言いましたが、現時点で機関債がきちんと発行できるのか、どの程度の数ができるのかどうかということ、をまず踏まえた上で制度ができ上がってくるんだと思います。くだいようですけれども。

そうすると、結局のところは、ほとんどが市場原理というよりも、もし効率化を図っていくとすれば政治の決断にゆだねるというふうに考えてよろしいんじゃないでしょうか。

○政務次官(林芳正君)　そこは先ほどからなかなか委員と考え方が一緒になるという感じにならないうわけでございまして、やはり財投機関債は、先ほど申し上げましたような見通しといういますか、ゼロでないということ、原則をもちましてやってもらうという中で今検討してもらっていると申し上げたところでございます。

市場原理で財投機関債では難しいということ、をまず第一段階で共通一次みたいなものできちっと振り分けをしまして、二次試験は政治といういますか、一義的には大蔵省が査定をするということであれば行政がきちっとやって、それを政治がまたきちっとチェックをする。重層的な構造であるというところを先ほど申し上げましたけれども、そういうところをより厳しくやっていくということであらうかと思えますので、その両方をうまくポリシミックスと申しますか、やっていくというのが今回の改革の趣旨であらうというふうに思えます。

○櫻井充君　それでは、もし財投機関が財投債を発行して資金を調達した、融資してもらったと、こうなると今までのシステムとどこが違うんですか、どこが根本的に違ってくるんですか。

○政務次官(林芳正君)　それは今まで御答弁申し上げましたように、預託がなくなりましたので、まずお財布の入り口の方は自動的に郵貯とか年金の残高によって決まるという状況がなくなりますので、来たお金を使わなければいけないということとはなくなるといってございします。それから、今申し上げましたように、最初のところで共通一次をやるわけです。それは今までなかったわけですが、財投機関債をまずやれという精査が。そこでスクリーニングをするということがまず大きな違いでございします。預託義務がなくなるので、先ほど申し上げましたけれども、財投債自体の調達も市場を通じて行われることになるというところが大きな違いであらうかなと。

それから、先ほど内藤委員にも御答弁申し上げましたように、ディスクロをやって政策コスト分析をやって、財投債に入ってくる費途の精査をきちっとやっていくということも変わってくるのではないかなというふうに思っています。

○櫻井充君　今、来たお金を使わなければいけないという答弁がございしたね。来たお金を使わなければいけないというのは、今まで年金や郵貯のお金が入り込んでくれば、預託された場合にはそれを全部使わなければいけないということですか。

○政務次官(林芳正君)　預託義務ということは、裏を返せば金利をつけてお返しをしなければならぬ。これは普通の金融機関でもお預かりした預金に対しては金利をつけて返すということですから、そういうことを先ほど申し上げましたけれども、それは財投機関にやるといいうことは理論的には一致しないと思うんです。先ほども金融債のお話がありました。短期についてはそういうような資金繰りみたいなことちやってあるわけでございしますけれども、大臣から何遍も答弁があったとおり、やはりお金があるということ、それがあれば以上はそういうところへ使っていくということがあったということは委員が御指摘のとおりだと思えます。

○櫻井充君　このことが多分大きな問題だったんだらうと思うんです。要するに、財投資金が豊富にあったので不必要な特殊法人ができたとか効率的悪い経営をすることにつながっていたんじゃないかという指摘があります。この点についてはどうお考えでしょうか。

○政務次官(林芳正君)　もう何度も大臣から御答弁がございましたし、私も大臣と全く変わるところはございませぬが、そういう指摘を踏まえまして、自動的に入ってくるやり方から今回の必要な額だけを調達するというところに改革をするということだと思えます。

○櫻井充君　そうしたら、もう一つ教えていただきたいんですが、今度、財投機関債を発行したときに、市場とは違って、民間で機関債を買ってこれなくて、購入してもらえなくて郵貯や年金で引き受ける、購入するということになれば、これまでの制度とどこが違うことになるんじゃないか。

○政務次官(林芳正君)　大変大事なポイントではないか、こういうふうに思っています。

○櫻井充君　ちょっと視点を改めてですが、宮澤大蔵大臣にお伺いしたいんですけれども、今後、日本という国は大きな政府を目指していくべきなのか、小さな政府を目指していくべきなのか、総理を経験されている宮澤大蔵大臣はどうお考えでございましょうか。

○政務次官(林芳正君)　やぱり歴史的な背景が一番大きいと思いますが、我が国の場合には、ドイツも似ておりますけれども、インフラストラクチャーというものがもともと、これはドイツに比べましてもと申し上げることができると思いますが、不十分であったところへ、戦争によって破壊されたということ、それから国民のニーズが時代とともに非常に高くなってまいりましたために、そういうためのGDPの需要というものが非常に大きかったということが一番の原因であらうと思えます。端的な例は下水道とよく言われますけれども、普及率が六〇%程度のところになおるわけでございますが、同じような状況はヨーロッパの先進国にはほとんど見られないところでございます。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

○櫻井充君　今、大臣は小さい政府を目指しているべきではないだろうかというふうにおっしゃいました。

ますから、そういう意味での需要が一番原因をしておるのではないかと考えております。

○櫻井充君 要するに、日本というのは、民営化民営化と言っていますが、実際は余り民営化されてないんじゃないかと思うんです。

もう一点追加しますと、郵便貯金というのは個人の預貯金の三分の一を占めているわけです。つまり、この分が今までは財投の資金として使われてきているわけです。先ほども話が出ましたが、これを使わなければいけないから余計な特殊法人がどんどんできてきたという流れなんじゃないかと思ひます。

そうすると、本来であれば、こういうお金が民間の銀行に預金されるなどすれば、基本的には自己資本率も高くなっていきます、民間の金融機関が投資することもできるようになっていくんじゃないかとも思ひますが、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) あるいはこれらのお金エクイティーに投資された場合ということをつけ加えますと、そういうことであろうと思ひます。

我が国の場合には貯蓄という形で預金に非常に大きなものが流れておりますけれども、それがそうでなくエクイティーに投資されたらすれば、またそれも一つの行き方であつたのではないかと。つまり、おっしゃることは私は間違っていないと思ひますが、これだけのものがこういう形で行かないで銀行へ行けばとおっしゃいましたが、同じようにエクイティーに投資されればというののもつけ加えましたらおっしゃるとおりだと思ひます。

○櫻井充君 つまり、私がもう一つ心配しているのは、ペイオフが始まった際に民間の金融機関からまた預金が出ていく可能性があるんじゃないのか。そうすると、郵政省の方で大変申しわけないんですけれども、また郵貯がふえていったときに結局どこかで運用しなければいけないと。そうすると、また余計なと言つたら怒られるかも

しませんが、特殊法人がつくられていくような流れにはほしくないか、そういう心配をしているのでちょっと伺ひただけでございます。

この際なので、もう一つだけ大蔵大臣に教えていただきたいことがあるんですが、財投の果たしてきた役割というのは十分認識しているつもりです。ただ一方で、今、国はほとんど国債を発行してきています。その国債は今財投で引き受けてもらっていますから国民は痛みを感じないで済んでいるんだと思ひます。つまり、今の国は借金をしていかねば財政的に成り立たないわけです。本当であれば、もし財投のようなものが全くなかったとすれば、これは国債を発行して買ひ手がなければの話ですが、増税をしなればいけないんだらうと思ひます。しかしながら、財投があるおかげで国債の金利もそれほど高くならずに引き受けてもらっているんで、国債はほとんど発行できていて、そういう状況じゃないかと思ひます。地方債もあわせてですけれども。

そうすると、この財投というのはバッファとしては非常に有意義なものであると思ひます。しかしながら、医者の感覚でいつも話をしてお大變申しわけないんですが、どこかの臓器が痛んでいる人が、例えば肩を痛めているピッチャーがいたとして、痛みどめを打つてまた投げて肩を壊すな。んというの、これは甲子園でよくあることです。つまり、こういうバッファがあることによって国民の方々は実際余り痛みを感じていないんだと思ひます。びんときていない。

これがもし大増税になってくれば、今一体どういふ金の使い方をしているんだという話になるんだと思ひます。そこになつていかなかったというの、バッファとして、第二の予算としてこれまでももちろん意義があつたというのは重々承知しています。現在の財投が余りに膨らみ過ぎていけるもう一つの問題点というのはそういうところに出てくるんじゃないかというふうには私に考へてい

しょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) お尋ねの意味はよくわかつております。

それで、それに対しては、国債の消化が順調にいつているのは財投というものがあつたからだらうということでございます。私に言わせれば、さらに進んで、それはそれだけに相当する国民貯蓄があつたからだというふうには申し上げることができたらうと思ひます。

したがいまして、ここに郵政大臣がおられますが、この財投に預託されておつた資金が解放されて自主運用されるというときに、恐らくはかなりの部分が国債に投資されるのではないかと。そうではないとしない理由はないと思ひます。けれども、有利、安全、確実というふうな、どなたかこれは九角三昧みたいなものだと思ひましたけれども、しかしそれはやはり大事なことでござい

ますから、そういうこともあつたであらう。したがいまして、今まで財投が国債の消化に貢献してきたということは私は全く間違ひでないと思ひます。しかしこの金はどこかへ行かなければならぬはずでございますので、その中で国債の発行条件がリスナブルなものであればかなりのものを買つてもらえるのではないかと。うふうに考えることができると思ひます。

○櫻井充君 今、自主運用という話が出て、もう一点、国債というキーワードが出たんですが、自主運用をして利息を払っている、さもそう思へるようなんですが、実際はここの予算を見ても国債の利払いだけで十二兆円税金を使つております。ということは何かというと、我々が郵便貯金を積んで、一方で我々が税金を払つたものがこちらから移行してきただけじゃないか。この郵貯のところだけを見れば、確かに自主運用で間違ひないし、利息がついています。しかしながら、もつと全体の流れで見ると、利息は税金が郵貯の方に移つていっただけ、年金も同じです。そういう形で国民全体から見ると、果たしてプラスになると考えられるのか、このお金の流れに

関して。

つまり、先ほども言つたとおりなんですが、お金が右から左にキャッチボールされているだけじゃないだらうか。こゝろは三千兆円ぐらいだつたと思ひますが、国債を買ひました。そして、元本を八兆円返して利息を十二兆円払つています。こういうことでのやりとりをしているうちに、自主運用という形で一応ふえていっているように見えますけれども、こちら側での、一方で借金はどんどんふえていつている。

ですから、郵貯だけ見れば確かに自主運用をしています。年金も自主運用をしてふえていまして、この形をとっているけれども、そのふえたものというのは実際は税金が移動してきているだけじゃないんでしょか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 申しわけありません。税金が移動していると言われました意味がちよつと。

○櫻井充君 つまり、十二兆円は国債の利払いとして今回計上されていまして、つまり、その十二兆円は国債を買つてくれた人たちに利子として払つていっているわけです。国債を買つてくれたところへ払つていっているわけですから、郵貯が国債を引き受けていれば郵貯にその税金が移つていっているというか、お支払いしているわけですね。

ですから、その利息のもとというのは実際は税金であつて、自分たちが支払つていっているものがただ単純に移転していつて回っているだけではないのかというふうには考へるんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは仮定の話でございますけれども、国が大変たくさん税金を取らせたいだけならば、何も利子をお払いする必要はないわけでございます。しかし、それができませんので、国が拝借しておりますから、それについては利子をお払いせざるを得ない、こういうことではないかと思ひます。

ですから、この話は好きで私は申し上げるんじゃないございせん、一つの仮定の話として、もし

国民にそれだけの貯蓄があるのであれば、国がもっと税金でそれをもたらせるのではないかと、ふうに考える内外の学者はかなりおります。しかし、それは政策として正しくないかと私は思っています。それでは、非常な端の申し上げれば、そういうことではないかと思ひます。

○櫻井充君 済みません。通告もしないで横道にそれて大変申しわけございませんでした。

また財投の制度改革についてなんですけれども、財投機関の改革とか効率化が今回のやり方で図られなかった場合、この場合にはどなたの責任ということになるのか、ごさいますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 結局、国民がした貯蓄が最終的に最も効率的な形で使われていないということになるわけでごさいますので、それはそういう今の制度の欠陥である、こういうふうな申し上げるべきではないかと思ひます。

○櫻井充君 国会に来て非常に不満といひますか疑問なのは、また医者のごときで大変申しわけございませんが、私たちは日常いつも責任をとるといふか、そういう立場にずっと立っておりまして。例えば、患者さんが亡くなったときに、その死亡に対して納得される方もいらつしやいますし、医療ミスだった場合には必ず責任をとられます。

もつといへば、本当だったら一週間ぐらいで退院できる方が一カ月も入院していたという場合に、我々はなぜそうだったのか、だれの責任なんですかというのを絶えずとらされておりました。

国会に来たときに、後でお伺したいんですが、例えば昨年の林野庁のことに対しても、それから国鉄清算事業団に対しても、こういうことで政策的に失敗して、どなたが責任をとるんですかとどなたに聞いても、責任の所在が全くないんです。こういうやり方が国民の皆さんにとっては非常に不満なんじゃないでしょうか。

ですから、今回の制度改革がうまくいかなかった場合には、今確かに制度が悪いとおっしゃいます。そうすると、制度の提出者の責任ということ

と考えてよろしいんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 昔は医者さんのことを国手と言ったそうでごさいますので、国家公務員すべてそういう心を持っていなければいけないという意味で、たゞいまのことは承りました。

○櫻井充君 済みません。

あと、国鉄清算事業団、なぜ昭和六十二年に二十五・五兆円であった債務が資産を処分したにもかかわらず平成十年には二十七・八兆円になったのか、この点について御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(齋藤誠君) 御説明いたします。

日本国有鉄道清算事業団の債務処理につきましては、昭和六十三年一月二十六日の閣議決定に基づきまして、事業団が保有する土地や株式の処分

に全力で取り組んできたところでございまして、事業団の債務が増加した原因としては、収入面が一つ、それからコスト面が一つ、両面ござい

ます。収入面でございますが、事業団発足時に予測しようのない原因によりまして資産処分収入を順調に確保することができなかったということ

でございます。

まず、土地につきましては、事業団発足後に発生いたしました地価高騰問題に対処するために土地の売却が見合わされました。さらに、その後、バブル経済の崩壊によりまして、土地需要の低迷、土地売却が順調に進まないということ、かつ地価の下落によりまして土地売却収入が減少したという側面がございます。

それから、株式につきましては、株式市況の低迷とか阪神・淡路大震災の影響等によりましてJR株式の売却が順調に進まなかったという理由がござい

ます。それから、支出面につきましては、事業団発足後、新たに年金関係の負担を負うことになりました。一つは、鉄道共済の救済のため、国鉄の事業主負担の不足分として、平成二年度から八年度まで総額七千億円の特別負担を負ったということ、

それから、鉄道共済の厚生年金への統合によりまして、鉄道共済の関係事業主の一人として、九年度に約七千七百億円の移換金の負担金を負ったというふうなことがございまして、この結果、事業団は収入をもって支出を償うことができず、債務が増加するということになったものでござい

ます。

なお、事業団の債務につきましては、平成十年十月に施行されました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律によりまして本格的な処理が行われたところでござい

ます。

○櫻井充君 よく聞く言葉ですが、予想しようのないという言葉がよく出てまいります。確かにそうだったのかも知れませんが、そういうことがかなり国の事業の場合には多いのではないかなというふうに思ひます。それを防ぐために、今回の法律で、第六條の財政投融資計画の第三項のところに「あらかじめ財政投融資等審議会の意見を聴かなければならない」とござい

ます。ぜひ、このメンバーは、イエスマンを集めるのではなくて、かなり辛口のメンバーを集めていただきたいと思います。

最後に、丹羽厚生大臣の発言について宮澤大蔵大臣にお伺いしたいんですが、丹羽厚生大臣が来年度の四月から基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げると表明されております。宮澤大蔵大臣も同様の考えなのかどうか。そして、もしそうだとすると、大体二兆四千億円の必要となりますが、その財源はどうされるおつもりなのか、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 基礎部分を三分の一から二分の一の国庫負担にする、国の負担にするという考え方につきましては、私は与党間で基本的には合意はあると思ひます。ただ、その際、それはそれに必要なのはしっかりした財源を備えてなければならぬ、こういうことが一緒に言われておりまして、そのための結論は平成十六年までに出さなければならぬということになっておるが現状でござい

ます。

したがしまして、丹羽厚生大臣は恐らく今の、殊に国民年金等々の離脱状況を非常に心配されておって、何とかもう少し負担を下げないかと制度そのものが壊れるというのを、これは心配されるのは当然でござい

ますけれども、そういう気持ちからああいう話をされたと思ひます。

実はそのことは前から既に言われておって、その実現のために確実な財源を備える、生み出すということがついておりますので、いわば事態の緊急性にたえかねてと申しますか、そういう種類の御発言であつたとは理解いたしますもの、そのことは前から実は言われておることであつて、問題はどうかや

つて財源をつくるかということでごさいますので、財政当局としてはその後の半分をきちんとしていただかせんとすぐに賛成をするわけにはまいらない、お気持ちはわかりながら困惑しておりますということでごさいます。

○櫻井充君 終わります。

○委員長(平田健二君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、笠井亮君が委員を辞任され、その補欠として宮本岳志君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○海野義孝君 公明党の海野でございます。

公明党・改革クラブを代表しまして、大蔵省並びに郵政省の大臣及び関係各位の方々に御質問させていただきます。

一昨日と本日午前中にかけてまして大変御熱心な討議が重ねられてまいりました。それぞれの問題とするとあるいは議論の内容等につきましましていろいろございましてけれども、まさに戦後最大と言われる財投の大改革という大きな問題につきまして、何とかこれを成功させたいという点で、これまでの財政投融資等についての問題とか、あるいはこういうふうにするべきではないとか、あるいは今回の法案についての問題とか、いろいろなことと質疑がございました。

私としましては、本日いただいた五十分の中で、今回の二法につきましてどうか財投改革全体について、御確認を含めて改めて関係各位の御意見を賜りたい、このように思っております。多少重複する部分があるかと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず冒頭に、この大きな問題に取り組んでこられた所管の大臣としての宮澤大蔵大臣にお聞きしたいのでありますが、現在この財政投融資計画残高がもう四百兆円を超えている、それから毎年の財政投融資計画の予算につきましても大体四十兆円前後というような大変大きなものでございましてけれども、それだけ規模が大きいということ、またずっと長く継続してきたというところに財投の大きな意義というか意味合いがあったと思うわけでございます。そういった点で、この財投の意義とか、これが今日までの我が国経済産業においてどういふふうな働いてきたかという点について、どうの所感をひとつ最初にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) おっしゃいますように、二十何年、少なくとも財投というものは一般会計予算といわば並ぶようなものとして機能をしてまいりました。

我が国の一般会計の規模は基本的には税収の増大化によりまして大きくなってまいりました。国債の点はございしますもの、一遍は平成の最初には国債がゼロになったこともございましたから、税収の伸びによって一般会計が大きくなってまい

りました。最近はおもう別でございしますが。そういう意味では、財投も、財投に必要な預託された資金の増大によって、これも国民経済活動、国民貯蓄率の増大でございしますが、それによって自然にその規模が大きくなることが許されたということとを申し上げることができると思ひます。

その限りにおきまして、その活動は幅広く財投機関等々を通じて日本経済に影響を与えてまいりました。多くの国におきましては税金で仕事をいたしますが、税金でない、いわばコストのかかる金を使って民間事業のできないところを財投機関がいろいろに機能してまいったという歴史であつたと思ひます。例にいろいろタイプがございましてけれども、高速道路のように受益者負担を求めなければならない分野、中小企業のように特殊な分野、あるいは環境対策または住宅金融のように民間経済を補完するような機能、各広分野において財投機関の活動がございました。

それが我が国の戦後のあり方について非常な貢献をしてまいったことは間違ひのないところでありまして、その多くは今後も活動を続けてもらいたいと考え、その有用な使命を持っておると思ひますけれども、よく御存じのように、資金がいれば苦勞なく市中を通さずに提供されるという状況はとかく財投機関の活動をいわば肥大化したという批評が非常に強うございまして、そういうこともあり、また一般的に国民の貯蓄を預託という形でその運用を拘束するということについてのそもそも論もございまして、その両方から、平成十年の中央省庁等改革基本法でこのたびの改革を行うことになったわけでございます。

したがいます。私も、この改革を通じて、一方におきましては、そういう国民の貯蓄が財投というところに拘束されずに運用されるという道が開けますとともに、他方において、財投機関においてより厳しい市場原則に即応しながら自己で資金を調達する努力を強いことによって冗費を節約していく、あるいはプライオリティーの低いプロジェクトを切っていく、そういうような形

での合理化をしてもらいたい、そういう目的を持ちましてこのたびの法案の御審議をお願いいたしておるわけでございます。

○海野義孝君 これまでの財投の問題点及び今回大改革を行うに至った経緯についてまで御答弁がございました。

もうちょっとその辺について、今度は林次官に少しお聞きしたいと思ひますけれども、有償資金を活用する財政政策を実現するための制度というのは欧米にもあるわけでございます。共通しているところは、住宅であるとか地方自治体関係であるとか中小企業であるとか、あるいは貿易、対外援助であるとか、ある国においては農業、また全般的に言われる点では社会資本の整備等々について行っているわけでございます。我が国も同様な面で、さつき大臣がおっしゃったように、第二の予算といひますか、一般会計予算と両々相まってこれまでの我が国の経済産業の発展に大変貢献をしてきた、そういうメリットがあつたという面もお述べになりました。

次官も今回のこの改革についてはいろいろと携わつておられるということと伺っておりますので、そういった中で、今後改革をしていく場合の対象となる分野とか事業について、これまでと大きく変わっていくというふうな議論があつたのかという点、いかなる分野に今後はそういう財投を活用していくかという点について、は、時代も大きく変わりましたし、それから最近言われるような官民の分担とか民業の補完であるとか、そういうような面で、従来と比べて我が国の民につきましても大変な力を持つようになつてきているということ、そういう点からすると、財投の当初の目的からすればかなりやはり変わってきたと思ひ、二十一世紀はさらに大きく変わっていくんじゃないかということも感じられます。それは最近のいわゆる構造改革とか産業論等からもわかるわけですが、そういうたことを踏まえて、今般の財投改革のねらい、それから主なる内容についてできるだけ簡潔にひとつお述べ

べいただきたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) 大変大きな問題でございします。委員も金融財政分野についてはもう御専門でいらつしやいますから、私の方から簡潔にお答えいたします。

先ほど大臣から御答弁がありましたように、この対象となる分野というのは今後いろいろな分野が考えられますし、財投の意義というのは残るわけでございますけれども、今回、対象の分野を今までどうだったものをこれにするというよりも、こういうことを経済環境が大きく変わっていく中で不断に見直していく、そのためにより効率的なシステムというものをきっちりと行われるように、やっていくというのがむしろこの改革の基本的な考え方であつたというふうに私は理解をしております。

そういった意味で、先ほど来いろいろ議論がありまして、委員も御承知のように、いろいろな中身を盛り込みまして、必要な分野にはちゃんとやるし、必要だったからといってそれが未来永劫必要であるということもないわけでございます。不必要になつたものについてはきちっと見直しをして、常に一番必要なところに効率的に資金が行くようにするということを目指すためにむしろ今回の改革を御提案させていただいた、そういうことになろうかというふうな考えております。

○海野義孝君 大変意味のある御発言だったというふうに思ひます。私は今回の財投改革を成功させなくてはならないと、時間もおかるかと思ひますけれども、やはりこの財投改革、さつきもお話がありましたように肥大化の問題とかいろいろなことがありましたが、これまで言うなれば我が国の高度成長とともに財投の規模も拡大してきた、また財投がなかったらとてどもないが今日のような規模のところまで社会資本の整備等についても進まなかつたんではないかという部分が確かにあつたと思うので、そういう意味では、日本の経済とともに量的拡大というふうな面ではやは

り目的を達してきた。いよいよこれから質的な問題に踏み込んでいくことが問われる段階で、財投につきましてもこれは全く例外ではない、こういうふうに思うわけでございます。

そこでまず、財投改革の面で、資金調達という点につきましても少しお話を進めたいと思うんです。

これまでの議論の中でもいろいろございましたけれども、これまでのいわゆる資金運用部からの資金の融資といえますか投融資、こういった面から、今後は財投機関におきましても資金調達の自己努力ということがだんだん問われるようになっていくということが言われるわけでございます。先般来この委員会におきまして大蔵大臣からいろいろと御意見が御披露されました。改革後の財投機関の要するにファイナンスという資金調達についての基本的な考え方についてこれまでもあるお述べになっていきますけれども、核心の部分についてもう一度お答えいただければと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 以前にもお聞き取りをいただいておると思いますが、そのようなことが改革の目的でございますが、まず財政当局といたしましては、八月に概算要求が締め切られますときに財投につきましてもヒアリングを終えたいと考えておるわけでございます。これから法律が成立いたしましたらば、まず関係各省庁、それから各財投機関に対して、基本的には自分の力で財投機関債を発行するように努力してもらいたいということをまず理解していただくようにしたいと思っております。

このことは必ずしも簡単なことでございませぬので、もう既に各機関ではそういう予測のもとにいろいろ努力をしておられるようでございますが、市場の格付を得て財投機関債がどのぐらい受け入れられるかということになりますと、これはもう海野委員がどなたよりも詳しい経験を持っていますし、簡単なことではないだろうというふうにも思われますが、しかしそれだけの努力をして、そしてその上でどうしても調達ができ

ないということになりましたら、今度は大蔵省の側におきまして徹底的に財投機関の活動をゼロから洗い直すぐらいなことをさせてもらいたい、そういう共同の作業をしてみたいと思っております。

それによりまして、プライオリティーの低いものはもう削り落とす。しかし、なおどうしても必要なものは残るというところでありますれば、それはやむを得ず財投債で面倒を見るということになってまいるかと思っております。しかし、財投債そのものが、預託制度がなくなっておりますので、郵政大臣にはいろいろ特別の御配慮をお願いいたしておりますもの、今までは違う環境でございまして、財投債そのものにも限りがあると考えなければなりません。

そういう状況の中で、財投債の発行につきましても国会の御理解も得なければならぬことでございまして、最終的に財投全体についてどれだけの財投機関債が可能であり、どれだけの財投債の起債並びに配分ができるかということ予算編成の過程におきまして詰めていかなければならぬ。その間に、そういう制約がございしますので、ほかの理由はともかくとして、制約のゆえに各財投機関債の活動がミニマム必要なものだけに限られていく、また合理化が行われていく、そういう効果を期待しているというのが大体のこれからの道行きでございます。

○海野義孝君 言うなれば、財投機関の資金調達につきましても、従来は長期の固定、一律の金利というような形で資金の調達をしたわけでございまして、今度は自己努力でやっていくというふうなことになるかと、いわゆる民間におきましては社債であるとかあるいはまた金融債を出すとか、こういう形で市場にさらされて、そして一方ではそういった調達資金のコストについても大変流動的というか、そういうようなリスクも伴うという部分も出てくるということ、ですから大臣がおっしゃったような財投機関債ということではこれまた並大抵のことではないということであると思いますけれども、やはり財投機関債を発行して自

己資金を調達するというような踏み込んだ努力ということがまさに改革のゆえにたつた部分でもあらうと思えます。

この点はこれから七月、八月にかけての平成十三年度予算の概算要求に向かっていろいろと議論が沸騰することにもなるかということ、大変な御努力がある。まずはこの財投改革の資金調達の面における大きな難関ということになるかと思っておりますので、この点については頑張っていたきたい、このように大蔵大臣または関係の方々にも申し上げたいと思うわけで。

そこで、みずから資金調達の努力を最大限行うということ、それは経営に対する努力とか緊張感を高めるということではこれまでも当然財投機関としては努力をされてきているわけですが、それ以上にはまた大変厳しい状況にさらされるということだと思えますけれども、そういったことがあ

る面では今回の財投機関にとつての改革の大きなポイントになるだろう、こういうふうに思うわけでございします。

例の政策コスト分析の問題等も資料をいただいで、五機関については拝見しておりますけれども、政策コストの分析という問題は五機関だけでなく、全般、各機関についても試行することが差し迫った問題ではないかと思うんですけれども、この点での具体的な検討状況というのは今どのようになっていますか。

○政務次官(林芳正君) まず、財投機関債の各機関の具体的な検討状況ということでお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。いろいろと、何回かやりとりもございましたけれども、いわゆる宮内地下鉄、帝都高速度交通営団等の発行事例というのは既にあるわけでございますし、それから住宅金融公庫はもう十二年度の発行を予定しております。また、日本政策投資銀行や国際協力銀行等、これは今までも合併の前に海外で資金を調達しておったということはあるわけです。それは政府保証がついておったと思いますが、そ

ういうこともございしますので、こういうようなところで、各機関、またそこを所管します官庁と一緒に、今度の趣旨を十分踏まえてやっていかなければならないと、今鋭意検討をお願いしております段階でございます。

今申し上げました例えば住宅金融公庫ですと、住宅ローンという債権がございします。このアセットを担保にしたABSタイプのもので、それから普通の各機関の信用力に基づいていわゆる社債型のコーポレート型等、どういう方式にするかも含めまして具体的に今やっておりますところでございます。

スケジュールにつきましては、先ほど大臣から御答弁がありましたように、十三年度要求に向けてだんだんと具体化していくことになろう、こういうことでございまして、委員の御指摘どおり、我々も一生懸命各機関のしりをたいてまいりたい、こういうふうにも思っておりますところでございします。

それから、後段の政策コスト分析でございします。これは大変大きな問題でございまして、改革の一つの大きな発端といえますが背景といたしましても、その年度年度はわかるのでございします。が、この事業をやるときに、将来まで含めて一体どれぐらいコストがかかるのかということがともすればおぼろしくなっているという御指摘もあつたものでございまして、こういうこともきちっと踏まえていこうということでこの政策コスト分析を取り入れました。

午前中にも御議論がありましたけれども、昨年、五機関については公表いたしましたけれども、私も何回かお尋ねさせていただきましたけれども、まだまだ試作といえますが、コストは数字で出ておりますが、ベネフィットはまだ定性的な表現にとどまっておりますということもございしますし、この辺につきましてもいろいろ検討課題というのがまだ残されておるわけでございします。その辺をクリアしてまいりまして、先ほど御答弁させていただきましたが、目標は全法人について

やつていこうということでございますけれども、何分いろんな専門的な検討も必要でございますので、昨午が五機関でございましたから、ことはなるべくそれに上積みを目指していくということに頑張つてまいりたいと思つておるところでございます。

○海野義孝君 今の最後の部分については鋭意努力していただきたい、こういうふうに思います。

この資金運用部資金法の改正案の中の附則の四條のところにも出ておりましたけれども、あるいは郵貯法の方についても同様の規定が置かれていたように思いましたが、郵便貯金とか年金積立金、こういったものを、従来の資金運用部への預託ということから、今後は預託を廃止して自主運用するということになるわけですが、さつきも申し上げたように、これまでに四百兆円からの財政投融資計画残高、その中で約八割強は資金運用部資金が充てられていたわけでして、これからずつと数十年にわたつてこれを言ふならば返済していくというようなことになっているわけでございます。

そういったしますと、来年の四月から新しい改革に基づいた制度になった場合、いろいろ激変的な問題が起つてくることは当然のことなので、これに対して万全を期すということがやはり大事なことです。例えば、こういった自主運用資金の運用によって市場の変動が大変大きくなるとか、そういう問題もあるでしょうし、それから具体的に資金を調達して事業を行っている財投機関等についても潤沢な資金が使えるという状況が必要なのわけですね。

そういった点からすると、今の預託というのは七年間というふうなことでございまして、一方では資金運用部からの投融資については数十年、長いものでは三十年、四十年というふうなことでございまして、この辺での資金の問題、これは民間で言うところの金と使う金との面で大問題が起るわけですね。まかり間違えば、勘定合つて残不足というふうなことが起つてくるわけですね。

で、直ちに倒産というふうな問題が起るわけですね、今回の場合、この財政改革を成功するためにはそういう経過措置というのは万全な対応をしなければならぬと思つたのです。その点について、大蔵省、いかがでございますか。

○政務次官(林芳正君) もう御専門の委員ならで

は大切な御指摘だというふうに思つております。昨今ではキャッシュフロー経営の重視等も民間でも言われておる中で、今回、大変ずうたいが大きいものですから、ホエール・イン・ザ・ボンドなどという御指摘もあるように私も承知をしております。市場で大きな鯨が小さな池の水をはねないように、そういうような今御指摘であったと思つたけれども、そういう意味で適切な経過措置というのは大変に大事なことでございまして、我々も認識しております。

そこで、具体的には今七年間という御指摘がございましたけれども、十三年以降七年間におきまして、二つのことを柱といたしまして経過措置を講じようということにいたしております。

一つは、今、委員がまさに御指摘になりましたALMといひますか、入り口と出口の長短がございまして、ここはその機関からの既往の貸し付けの回収が行われるまでの間に、その資金繰りの確保のための必要な額の財投債というのは郵貯と年金資金に引き受けていただくというのがまず一点でございます。

それからもう一点は、ずうたいのかいという方でございます。これはやはり市場に大きな影響を与えるということも配慮いたしまして、改革の最初の段階では必要になります新規の財投債のおおむね二分の程度については郵便貯金資金と年金資金に引き受けていただきまして、徐々にその割合を低下させていく、こういう経過措置をとりたい、なるべくスムーズにこれを実施してまいりたい、こういうふうな考えておるところでございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。先ほどもちよつと政策コストの問題で御質問し、御答弁がございましたけれども、政策コスト分析を進めるプロセスにおきまして財投機関のディスクロージャーも進むことになるということですね。特殊法人の中には財投機関ではないものもあるわけですが、こういう特殊法人などの情報公開制度の検討状況はただいまどのような状況か、これは総務庁ですか、ちよつと教えてください。

○政府参考人(藤井昭夫君) お答えいたします。

特殊法人等の情報公開制度につきましては、先年、行政機関の情報公開法を国会で御審議のときに、公布後二年を目途に法制上の措置を講ずることとされておるところでございます。これを受けてまして、昨年七月、特殊法人情報公開検討委員会というのを設置いたしまして、特殊法人のみならず、独立行政法人、認可法人等も視野に入れます御検討をいただいております。

情報公開制度と申しますのは、開示請求制度と情報提供義務制度という二つの制度で構成されているわけですが、その両面にわたつて検討していただいております。

そこで、先月四月五日に同委員会中間取りまとめというものを公表していただいております。そこでは、情報公開制度の対象とすべき法人といふのは、政府の説明責任を全うすべき法人という観点から、政府の一部を構成すると見られる法人という考え方をとっていただいております。

その政府の一部を構成する法人に当たるといふかの判断基準は財投対象法人であるかどうかという点とちよつと異なるんですが、設置法において、例えば国が直接出資するとか、あるいは最高幹部といふべきような理事長等を直接任命しているかどうかとか、そういう観点から基準を提案していただいております。

現在、同委員会では、この中間取りまとめについて関係各方面からの意見を聴取していただいております。

いるところでございますが、そういうものを踏まえまして、最終報告は一応七月を目途として進めていただいております。

○海野義孝君 同じく総務庁にお聞きしたいんですが、今の情報公開制度と同時に政策評価制度の導入ということが不可欠になっているわけですね。これもいろいろこれまで総務庁からも折に触れてお話がございましたけれども、特殊法人などへの政策評価制度の導入、活用についてどのように考えていらっしゃるか、あるいはどういふ準備を進めていらっしゃるか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(塚本善雄君) 御指摘のとおり、今度導入されます政策評価制度は特殊法人の改革について重要な意義を有すると認識しております。

そこで、特殊法人と政策評価の関係でございますけれども、御指摘の中央省庁等改革の推進に関する方針に沿ひまして、総務省設置法に基づきまして、特殊法人等につきましても政策評価の一環として調査対象とされるということになっております。私どもは、特殊法人等につきましてもこれまで財務内容から見ました経営上の課題などについて明らかにする取り組みを進めてまいりましたけれども、今後、総務省として行います政策評価につきましても、引き続き特殊法人等を積極的に取り上げてまいりたいと考えております。

なお、政府全体としての取り組みにつきましても、現在、各省庁におきまして政策評価の指針とありますガイドラインの試案を取りまとめるところでございますが、今後その案を取りまとめ最終的に確定するという運びを政策評価制度の導入に間に合いますように着実に進めてまいりたいと思っております。

○海野義孝君 今、総務庁の方に二点ほど御質問して御答弁いただきましたけれども、財投機関を初めとする特殊法人等についての改革という点で新たないろいろな制度が取り入れられていくということ、これはこれとして大変結構なこ

とだというふうに思います。

時間も限られていますので、次に郵政省の方に少しお話を聞きたいと思うんですが、今回の改革で、これまでの郵便貯金とか、厚生省マターですけれども年金積立金であるとか、あるいはまた郵政省の簡保の資金であるとか、こういったものが自主運用されることになるわけでして、考えてみるとこれはもうまさに画期的なことではないかと。

まさに国民の短中期の主として零細な資金を中心として集められ、これまで大変我が国の国民貯蓄率が高いという中で、高度成長の中でこういった膨大な資金が財投に有効に使われてきたということは多とするわけでありまして、これは今までは言うなれば資金運用部への預託ということであり、しかも預託の金利についてはそれなりにまあ有利な形で来たということが言えるんですが、自主運用ということになりますと、これが今後成功するかしないかというところは大きな問題になる。まさに郵便貯金であるとか年金積立金とか簡保資金であるとか、こういう制度そのものの存立の根幹にかかわってくるような重要なものであるというように私は深刻に考えているわけでありまして。

そういう意味で、これまでも委員会ではいろいろ御答弁がございましたが、本法案におきまして、郵貯の自主運用は確実に有利な方法により、かつ公共の利益の確保にも配慮しつつ行う、こういうふうになっているわけですから、安全確実な運用を行うことが何よりも重要であるとの認識について、確認の意味で再度大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣(八代英太君) お答え申し上げます。郵便貯金は、先生おっしゃいますように、まさに一生懸命働き汗を流す向こう三軒両隣の人たちが中心となって、専ら小口個人を対象としておりますので、簡易で確実な貯蓄手段を提供していただくわけですが、小口個人のお客は特に安全性というものを重視して郵便貯金を御利用いた

だしているものと、このように私たちは基本的に思っております。

一般的に、いわゆる資金運用につきましては、ハイリターンを求めて高いリスクを負う考え方もありますし、一方で確実性を優先させるという考え方もございます。ヘッジファンドは前者のハイリスク・ハイリターンで、それによっては国の財政さえもひっくり返らんとするようなアジアの経済危機も、こういうギャンブル性の中における一つの資金運用であるわけでございまして、郵貯というのはその対極的なものでございまして、独立採算制のもと、預金者に郵貯の元利金の支払いを確保するために安全確実な運用を国民から求められているという基本認識を持っている次第でございます。

したがって、郵便貯金資金のこれからの運用は大変堅実にやるということがモットーでありまして、何よりも確実性を重視して、その中でできる限り有利な運用を行うことが重要であるというふうにご認識しております。またそれが郵便貯金をしていただくに際しては皆さん方の心ではないか、このようにも思っている次第でございます。

○海野義孝君 来年の四月以降の自主運用に当たりまして、現在のところその準備もされているんじゃないかというふうに思っていますけれども、具体的にどのようないくつかのポートフォリオになるのか、といった点でわかりやすく具体的な説明ができればお願いしたいと思っております。

仮に現在検討中ということであるならば、スタート時点は大部分の運用は国債を中心とした安全確実な債券での運用を行うものでなくちゃならぬのじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、そういった点について御所見はいかがでございますか。

○国務大臣(八代英太君) 自主運用に当たりまして先ほどその責任の重さを申し上げたところでございますが、どのようなポートフォリオを組むかということについては、事業運営におきまして重要な課題であると考えておりまして、現在、金

融、経済の専門家などに研究をしていただいているところでございます。

こうした研究の成果などを踏まえまして、まず運用計画を策定することとなりますが、具体的な運用計画につきましては、毎年度これを作成の上、郵政審議会というところにお諮りをさせていただきます。そして公表することとしておるわけでございます。

したがって、郵貯の具体的なポートフォリオにつきましては毎年度の運用計画の中で示していくこととなりますが、例えば現在の郵貯の自主運用資金である金融自由化対策資金では国債が約五割を占めております。全額自主運用後はこれに財投債とか財投債関係なども入ってまいります。これを踏まえると、緻密なポートフォリオ分析を行うことが必要であることはもちろんでございます。また今後も、それぞれの債券の発行量や金利の動向など、金融経済情勢にもよりましますけれども、少なくとも当分の間は国債や地方債などの公共債がかなり大きな割合を占めることになるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、郵貯の原点を考えますと余りギャンブル性のような形の中で運用すべきではないというのが基本にございまして、そういう意味でも、バイ・アンド・ホールドと申しますか、もう買ったらしつかり長く離しませんぞと、そしてその流れの中で、確実、安全、有利な資金運用が私たちのモットーでなければならぬ、こんなふうにも考えている次第でございます。

○海野義孝君 今、大臣からギャンブル性というふうなお話が出ましたけれども、間違ってもそういったことを口にされるということはいささかどうかと私は思います。

当面、経過措置の期間においては、それとスタート時点はそろりとして慎重におやりになると思っておりますが、経過措置が終わった時点からは大変自主運用等については厳しくなる。巨額の公的資金が市場で運用されるようになります。

すと市場機微の要因にもなると。さき財投債関係等についても運用の対象になるということでしたけれども、財投債関係というのもレーティングされるといろいろあると思ひまして、こういったものが市場においてはかなり変動する、マーケットにおいて価格の変動があるということになるかと思っております。

そういう意味で、運用額ということだけでなく、運用の方法についても大変左右されてくると思うんですね。ですから、市場に対して影響を与えるような運用をしないということをどのように担保するか確保されるかということが私は大事だと思っております。その点について具体的にわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○政務次官(前田正君) お答え申し上げます。全額自主運用後の郵貯資金については市場運用が基本となりますので、市場への影響に十分に配慮して運用し、市場の混乱を回避していくことが大変重要であると私も考えております。

そのために、まず今回御審議をいただいております法律案におきまして運用原則について明記するとともに、毎年度、基本方針だとか当該年度の資金配分計画等を内容とする運用計画というものを審議会に諮問した上で定めることとしたしております。また、運用計画につきましては、市場の無用の混乱を生じさせないようにするために、策定後直ちに一般に公表することとしたしております。

また、運用計画の策定に当たりましては、法律案において市場に与える影響等を勘案することとされております。その運用計画では、運用資産の価格形成に支配力行使することのないように、各運用資産の市場規模に配慮した運用を行うことと、値ざや稼ぎをねらって頻りに市場で売買を行うことなく、長期的にしかも安定的な運用手法をとること等の考え方を示すこととしたしております。さらに、郵貯資金の運用実績につきましては、

ディスクロージャーを充実するとともに、郵貯資金の運用内容について市場が十分に評価できる仕組みとなっており。資金の具体的な運用自体は市場の動向に対応してまいりますが、このような法律上、運用上の仕組みや方策により市場への影響を十分に配慮し運用してまいりたい、かように思っております。

○海野義孝君 ありがとうございます。

今おっしゃる通りに、安全確実な国債を中心としながら運用について考えていらっしゃるという点ですが、御案内のとおり、グローバルゼーションあるいは最近のビッグバンというようなことの中で、特に為替の問題であるとか金利の問題、国際的な株式市場の問題、先物市場の問題等々によって金利自体も大変変動が激しいというふうな時代にもなっておりますので、そういった点では慎重な運用をしていただきたい、こう思います。

それから、自主運用につきまして、地方自治体に対して貸し付けを行うということがあるんですけれども、来年の一月からは自治省と郵政省が総務省になるということで、地方財政関係は自治省がこれまでやってきたが、今度、郵政省が総務省になって、郵政事業庁として言うならば地方自治体に対して貸し付けを行うと。そういうふうな資金の調達側と供給側というのが同じ省内ということで、利益相反というか、そういうややこしい問題が起こってくるんじゃないかということをお私にはちょっと心配するんです。

その点については、やっぱり適切な緊張関係というのが大変重要になってくる、いわゆる透明性というところが大事だと思うんですけれども、その点についてはいかがでございますか。

○政務次官(前田正君) お答え申し上げます。

個別の地方公共団体の地方債につきましては、先生も御承知のとおり、起債許可制度のもとで起債許可を受けた地方債のみが発行できる仕組みとなっておりまして、郵貯の地方公共団体貸し付け

は起債許可制度の範囲内で行われることとなっております。

地方公共団体の起債については、それぞれの事業につきましても、地方財政の健全性を確保することの目的のもとで、総務大臣と財務大臣がそれぞれ個々の団体の財政状況も踏まえまして地方債を発行することが適当であるかどうかというこの判断をする仕組みとなっております。郵貯の貸し付けはこの起債許可を受けたものを対象とするものでございます。

また、今回の省庁再編によりまして、先生御指摘のとおり総務省内でこの両方の事務を扱うこととなりますが、郵貯の貸付制度があるからといって起債許可に当たって簡単に安易な対応をした場合には、地方公共団体の赤字の増大など事後的にさまざまな問題が生ずることが容易に予想されるものでございます。したがって、こうしたことを踏まえれば、簡単に安易に起債許可が行われるという事態は生じるものではないと私も考えております。

また、郵貯資金の各年度の地方公共団体への貸付額の決定に当たりましては、郵政審議会において、郵貯資金の運用計画の一部として、資金運用に関する専門知識を有する外部の有識者による審議を経た上で一般に公表することとなっております。これに加え、財政計画の一環といたしましては、財政制度等審議会の審議を経るほか、特別会計予算総則に貸付額を計上し国会での議決を得ることとしております。このような外部からのチェックが入ることにより、貸し付けの透明性が確保され、安易な運用の抑制につながるものと私も考えております。

○海野義孝君 もう時間が来ましたので終わりますけれども、最後に郵政大臣に一言だけ自主運用に向けての決意を伺います。

自主運用が成功するかどうかということがやはり今後の財政融資計画の進行についても大きな影響を与えるということが考えられるわけでございますので、その点を踏まえて、ひとつ最後に自

主運用についての御決意のほどをお願いいたします。

○国務大臣(八代英太君) 現在、郵便貯金は資金運用部へ預託を義務づけられておりますが、これが全額自主運用になるということでございまして、これから、再三申し上げておりますように、大変責任が重たいということはそのとおりでございます。商品提供から資金運用まで郵便貯金事業として一貫した経営を任されるということでございます。事業の健全経営の確保にも我々は努力しなければならぬと思っておりますし、責任も一層重くなるという認識でこれから立ち向かいたい、このように思っております。

郵便貯金は国民の皆様にも安心して御利用いただけるものでございまして、その期待にこたえられるように、一層責任を自覚しまして、能力の向上、適切な運用体制の整備などに懸命に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくまた御指導のほどお願い申し上げます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。

○宮本岳志君 日本共産党の宮本です。

今回の改正案は、財政融資資金の中核を占める資金運用部資金について、その中心的な財源である郵貯資金、年金積立金を預託義務から外し、自主運用を認めることによつてこれらの資金を切り離そうというものであります。したがって、郵貯、年金などの資金は全額自主運用となり、金融市場で運用されることになってまいります。

財政融資資金の現状には確かに多くの問題がございまして、そのあり方が問われていると思ひます。しかし、最大の問題は、その制度にあるのではなく、歴代自民党政府がこの制度を乱用して専らむだな大型公共事業や大企業のための産業基盤整備のために投融資してきたことであり、また一般会計の赤字を当面糊塗するために財政資金を流用したり、大企業本位の景気対策に乱用してきたことだと考えます。

我が党も財政融資制度の改革は急務だと考えますけれども、それはこのようなままだに財政制度の解体によつてではなく、ディスクロージャーを徹

徹底し、財投を国民と国会の監視のもとに置くことによつて、むだな公共事業や大企業本位の産業基盤整備から国民生活と福祉基盤の整備の方向に財政投融資対象を大きく切りかえることこそ必要だと思ひます。

そういう立場から、私は郵便貯金法等の改正案に絞つて質問をいたします。

まず、総務庁の平成十二年度青少年対策関係予算各省庁重点事項別政府予算調というものが手元にございます。その中にこれも郵便局の育成等という項目があるんですが、予算額と施策の目的は何ですか。

○政府参考人(國宏明君) お答え申し上げます。平成十二年度青少年対策関係予算重点事項別政府予算調の中に、郵便貯金に係るものとして二つも郵便局の育成等の項目がございまして、合計で三億五千万円でございますが、大別して三つござい

ます。一つはこれも郵便局、これは小学校等で先生方の御支援も得て郵便貯金をやっていただいておりますが、この郵便局の表彰等に対する支出でございます。金額は二千八百万円程度でございます。

二番目に貯金箱コンクールというのをやっておりまして、これが二億五千八百万円でございます。三番目が国際協力に関する作文コンクールの実施、これは一千九百万円でございますが、これは郵便貯金におきまして国際ボランティア貯金というのをやっておりまして、その施策の関連でこういう作文コンクールをやっているというものでござい

ます。○宮本岳志君 今御紹介があったように、学校で貯金係の子が子供たちのお小遣いなどを集めてまとめて郵便貯金に入れる、こういうものですね。このことも郵便局は総務庁のまともには毎年出てまいります。そもそものことから始まったものか、そして現在何校でやられているか、お答えください。

○政府参考人(國宏明君) お答えいたします。こども郵便局は昭和二十三年五月から始ま

いるものでございますが、この趣旨は、児童生徒自身に金銭を合理的に使う態度を学ばせ、経済的関心を深めるとともに、貯蓄心を養う、そういうふうなことを目的として行われているものでございます。

平成十一年三月末現在でございますが、こども郵便局を実施している学校数は二千二百八十九校、こども郵便局数は三千五百六十六局となっております。

○宮本岳志君 郵便貯金は「国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」と。これは郵便貯金法第一条に明確に定められております。高度の公共性を持っておりまして、だからこそ、国の行う事業であって、郵政大臣がこれを管理しているわけでありまして。

したがって、この郵便貯金で集まってきた資金というのは、学校で子供たちから集めたお小遣いも、お年寄りの老後の支えとなる生活資金も全部この中には入っているわけでありまして。だからこそ、私はその資金の運用に当たってもその性格を踏まえたものでなければならぬと思うんですね。つまり、確実、有利はもちろんですけども、公共の利益に沿った配分、運用が極めて重要であります。

ところが、今回の改正案では、郵貯、簡保ともに自主運用の原則として確実で有利な方法により、かつ公共の利益の確保にも配慮するとし、公共性の方は単に配慮するだけでよいことになってしまっていると思うんですね。大臣、これは先ほど申し上げたような資金の性格から見た公共性の明白な後退ではないでしょうか。

○國務大臣(八代英太君) 後退ととるか前進ととるかはそのそれぞれの分かれるところでございまして、宮本委員は後退という表現で今御質問でございます。

今後の郵貯・簡保資金の運用につきましては、地方公共団体に対する直接貸し付けを行うほか、財政改革の趣旨に沿って安全確実な債券への市場運用を基本とする仕組みに移行することとしてい

るわけでございます。

公共の利益ということでございますが、公共の利益に係る簡保の運用原則の規定については、地方公共団体を除く財投機関への直接貸し付けの廃止等を踏まえて改めることにしたものでござい

ます。しかし、郵貯・簡保資金は、全国の郵便局を通じて、今、子供さんも含めてお年寄りも含めて、そういうものが資金でございますから、国営事業の役割として、今後とも地方公共団体貸し付けを通じて住民の身近な社会資本の整備のために資金を還元するというによりまして、まさに子供さんたちの学校であれ、地域の安心、安全であれ、いろんな意味で使われるということでございますから、公共の利益のために貢献していく必要があると考えておりまして、それを配慮という表現をするから後退だとかというのじゃなくて、かえって公共的な利益に還元するように有効にしていこうということですから、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○宮本岳志君 この運用に当たった研究会の中間報告、そこでは、やはり配慮という言葉に今回、私は後退だと思つておりました。それにふさわしく、公共の利益という口実で、つまり有利に運用ということができなくなることがあつてはならないということも述べられていたわけですから、私は大臣が今おっしゃったような決意を運用にも貫くべきだということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、国民は今、郵便貯金に何を求めているかということに論じたいんです。

最近のいわゆる郵貯の集中満期の問題で、一部には、郵貯資金がこれで一気に流出して株式市場は大活況を呈するだろうと言われてまいりました。

そこで伺いますが、満期を迎える定期貯金の再獲得の状況はどうですか、これは数値のみで結構ですから。

○政府参考人(國宏明君) お答えいたします。

御指摘の集中的な満期の状況でございますが、これは平成十二年度から十三年度にかけまして元利合計約百六兆円の満期を迎えるというふうなことになるわけでございます。このうち、三十一兆四程度を再預入を目指しているというところでござい

ます。具体的に、四月分がまとまりましたので御報告申し上げますが、四月份におきましては満期を迎えた定期貯金の払い戻しが元利合計で六兆六千億に達いたしました。このうち、三兆六千億が定期貯金及び定期貯金へ再預入されております。それから、通常の時期よりも通常貯金に預けられた金額というものが約八千億程度ございまして、これを仮に入れますと四兆四千億程度が再預入されたというふうな計算でございます。率で申しますと、払い戻された金額に對しまして、定期貯金合計で約六六％が再預入されたということになります。この払い戻しのうち利子課税金額が約五千億程度というふうに見えておりますし、また一千万円の限度を超えた金額もあると思ひますので、そういうものを除きますと、可能な範囲での再預入率で考えますと約八七％というふうなことになるうかと見ております。

○宮本岳志君 ぜひ端的にお願いしたいんです。予想を超えて郵貯にやはり頼っておられるということだと思つておられますね。それで、貯蓄広報中央委員会の行っている貯蓄と消費に関する世論調査をきょうは持つてまいりましたけれども、金融商品を選択する際に重視することという問いがこの調査の中にございまして、これを見てみますと、元本が保証されている、これは九七年に他の理由を抜いて一位になりました。昨年はさらに上昇して三三・八％と群を抜いております。これに對して、二位は取扱金融機関が信用できる、これが二二・一％でございます。これに對して、利回りがよいは一二・五％で四位というふうになっております。

これは郵政大臣にぜひ基本的な問題としてお伺いしたいんですが、国民が郵貯に期待しているのは何よりも安全性、確実性と、こういうことはよろしいですね。

○國務大臣(八代英太君) 今データをお示したいただきましたけれども、貯蓄広報中央委員会の貯蓄と消費に関する世論調査、ありがとうござい

ます。元本が保証されているからという安心感、三三・八％、それから取扱金融機関が信用できて安心だから、二二・一％というのを考えてみますと、合計で五五・九％を占めておりまして、まさに安全性を重視する傾向をまた郵便局へ期待している、こういう結果だと思ひます。

また、ある新聞社が実施した金融機関のイメージに関するアンケート調査によりますと、郵便局は信頼できる、これが第一位なんです。六八・一％ございまして。健全な経営をしている、これが第二位で二五・四％で、これもまた高い評価をいただいております。

郵便貯金は、そういう意味では全国あまねく津々浦々、二万四千七百ございまして、そういう中において非常に確実な運用をしているものなんです。しかし、そういう中にも、確実性の中でさっき数字が低いというおしかりを受けたわけですが、例えば福祉定期預金のように他の一般金融機関ではなかなか四・一五％というような今の低金利時代ではとてもやっていけないというので撤退するようなケースもございまして、しかしまさに国民共有の財産としての郵便貯金はそういうものもしっかり押さえるながら、国民の皆様還元していくという施策もぜひ御評価をいただきたい、このように思ひます。

○宮本岳志君 利用者にとって金融商品の利回りは高い方がよい、それは当たり前の話だと思つてはすけれども、しかしこういう調査結果を見る限り、将来の安心のために安全確実な貯蓄を必要としている。日産生命の破綻で加入者が大変な目に遭ったというのも記憶に新しいところです。そして、それは、これまでの自民党政権が進めてきた

医療費の国民負担増とか年金制度の改悪など、病氣などのいざというときの不安、国民の老後の不安をおおるような政策を進めてきたからこそ、またなおさらのことだと私は考えております。

それにもかかわらず今回のこの自主運用が本当に預金者の利益のためになるのか、このことを幾つかの角度から検証してみたいと思うんです。

まず、保険局長に聞きますけれども、九六年度末における簡易保険資金の指定単運用の累積損益は幾らだったか、お答えください。

○政府参考人(足立盛二郎君) 九六年度末でございますが、指定単運用の累積損失につきましては三千六百七十九億円となっております。

○宮本岳志君 その後、成績が若干改善したという資料もありますけれども、三千億程度は累積欠損だということですね。これは埋めが終るまであと何年かかるかという状況だと思ふんですけれども、こういう危険が既に生じているわけなんですね。

こういうリスク、つまりこういう欠損が生まれる可能性もあるというリスクを承知で自主運用するメリットは一体どこにあるのか、ぜひ端的にお答えいただけますか、保険局長。

○政府参考人(足立盛二郎君) 御案内のように、指定単は郵貯、簡保の本体で運用ができない株式等に資金運用するためにつくられておるわけであります。

先生御指摘のように、株式というのはリスクがあることは事実でございます。また、同じように、例えば外貨債なども為替リスクといったものがあるわけでございます。

ただ、資金運用の考え方といたしまして、そういうリスクのあるものとなしものを組み合わせて運用する、いわゆる分散投資による効率的なポートフォリオと申しますか、例えば債券と株式を組み合わせる、あるいは国内債と外国債を組み合わせるといったようなことによりまして、リスクがお互いに相殺されまして効率的なポートフォ

リオを形成して資金運用を行うというのが現在のポートフォリオの考え方でございます。株式にリスクがあるから直ちにこれを資金運用の対象としては除外すべきだということではないというふうに理解しております。

○宮本岳志君 ポートフォリオという言葉が出ましたが、実際にこの間、こういう運用の失敗で損失が出ていたという議論はいろんな場面で繰り返されてきたわけですよ。例えば今国会でも、年金の運用をめぐる国民福祉委員会での議論もございました。しかし、ポートフォリオ、あなた方がおっしゃるような分散投資というものをやっているとこういう穴があいていくわけですからね。それを知らずに穴があいた話ではないんですから。今までもやっていた、穴があくときにあいていくわけですから。それが今本場に問われているんじゃないかと思うんです。

では、郵政省に改めて聞きますけれども、年金資金の運用が大問題になりましたが、これとあなた方がこれから自主運用するこの資金の運用とは違うと、そういうふうにお考えですか。

○政府参考人(團宏明君) お答えいたします。郵便貯金につきましては、来年度以降全額自主運用というふうになるわけでございます。

この運用の安全性ということについての御質問かと思ひますが、実はこの法案におきまして、郵貯の運用対象につきましては国債、地方債等の元本保証のある債券を中心というふうなことで、そもそも信用リスクは相対的にかなり小さいものを対象とするというふうなことにしておりますし、また特定の銘柄に偏らない分散投資と適切なポートフォリオを組んでいくというふうなことにしております。それから、運用の方法も、先ほど答弁もございましたように、短期間の値動きや稼働といったことをやらないで、バイ・アンド・ホールドでやっていくというふうなことをやっていきますので、こういうふうな運用の方法により確実な運用ができるのではないかとこのように考えております。

実績としましては、昭和六十二年以降、金融自由化対策資金の中でそれなりの実績を上げておりますし、それと余り対象も変わっておりませんので、そういう実績を生かして今後努力してまいりたいというふうな考えでいる次第でございます。

○宮本岳志君 今、私は年金と違うのかと聞いたところ、そういうふうにお答えなので、適切な運用、あるいはリスクも小さいと。そうしたら、年金の方はリスクの大きいことをやった、あるいは適切でないことをやったということなのかと思ひますが、では厚生省の方はどう言っているかと。

これは、ことしの三月二十一日、国民福祉委員会では野年金局長は、「私どもの場合はこれは時価評価をいたしております。郵政省の場合は簿価評価です。」「ここが違うと。」「それから、郵政省も指定単で一部外部運用しておりますけれども、これにつきましては詳細がディスクロージャーされていない、こういう状況でございます。」と答弁されました。

厚生省年金局長、事実ですね。そして、このディスクロージャーしていない詳細とは何ですか。

○政府参考人(矢野朝水君) お答え申し上げます。

ことしの三月二十一日の参議院の国民福祉委員会におきまして、私どもが実施しています年金福祉事業団の運用と、それから郵政省で行っております郵貯の金融自由化対策資金、この違いをいろいろ聞かれたわけでございます。そのとき、私は、一つの問題と申しますか、ポイントといたしまして運用のディスクロージャーということを上上げたわけでございまして、郵政省で指定単運用をやっておられます部分につきましては時価による評価が行われていない、こういうことを念頭に置きまして、詳細についてディスクロージャーがなされていないという答弁をしたわけでございます。

○宮本岳志君 では、少しディスクロージャーについて聞きたいんですが、簡易保険福祉事業団からここ五年間に指定単運用を委託した金融機関名、九六年度末における金融機関ごとの運用残高及び損益はどうなっているか。これは郵貯資金と簡保資金のそれぞれについてお答えください。

○政府参考人(足立盛二郎君) 指定単の運用先であります信託銀行別にその名称あるいは委託残高といったものを公表することにつきましては、私も国または事業団の当該信託銀行に対する評価、そういったものを明らかにすることになりまして、信託銀行の経営といったものにも影響を与えることにもなりますので、現在、公表をしておらないところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、そういう委託先の信託銀行に幾ら幾らの運用を預けておるといったようなことを公表いたしますと、その時々市場の状況によりましては信託銀行の経営の悪化を招いたり、あるいは金融不安をおおることにもなりかねないと考えております。社会的にも私たちは国営事業としてそれなりに大変大きな存在でもありますので、なるべく市場に対しては中立的な存在でありたい、またあるべきであらうというふうにも考えるわけであります。

また、信託銀行別に残高あるいはパフォーマンスといったことを発表いたしますと、どうしても信託銀行間で競争が起こりまして、短期的な運用姿勢を強くとるといったようなことになりまして、結果的にそれは資金運用として簡保といたしましてマイナスにもなりかねないといったようなことを考えて公表することを差し控えておるところでございます。

しかしながら、情報公開の重要性につきましては御指摘いただいておりますので、今後、金融ビッグバンが進展するとともにそういった自己責任の原則の考え方等々が浸透していくものと考えますので、指定単のディスクロージャーのあり方につきましては、先ほど来から申し上げました信託銀行に対する影響や市場に対する影響等も考えまして、その充実へ向けて検討し

てまいりたいというふうに考えております。

○宮本岳志君 事実だけちょっとお答えいただきたいんですが、年金局長がお見えですのうで、金融機関ごとの運用残高を厚生省は公表しておられますか。事実だけ。

○政府参考人(矢野朝水君) 運用機関別の資産残高、それから過去の運用成績、こういったものは公表いたしております。

○宮本岳志君 そうしたら、郵政省の言い分によると、厚生省というのは金融不安をおおたり市場中立じゃなかったということになりませんか。

私は、厚生省でもそうしてやっていると当然デイスクロージャーすべきだ、そういうこともやらないようでは到底国民は安心して資産を任せられないということを指摘したいと思っております。時間があります。次は、P K Oの問題をお伺いしたい。

九八年三月末の郵貯一千四百一億円、簡保八千三百一十一億円、合計九千七百一十二億円の指定単積み増しが当時の自民党山崎政調会長の一兆P K O発言を受けた紛れもないP K Oであったことを衆議院で我が党の矢島議員が事実として指摘いたしました。これだけ事実も明瞭になり、マスコミももう周知のこととして報道しているにもかかわらず、足立局長は、これまでも株価維持のための指定単運用というものは行ったことはありません、今後ともそのような考え方はございませんという答弁を繰り返しておられます。

大臣に改めて確認いたしますけれども、かつて一度たりともP K O、こういうことはやったことはないと断言できますか。

○国務大臣(八代英太君) いずれにしましても、郵便貯金あるいは簡易保険資金の運用というのは、大事な小口の皆さん方のそういうものをお預かりしていることでございますから、事業の経営を健全ならしめて、そして預金者、加入者の利益の向上を図ることを目的として行われているわけでございます。指定単は金銭信託の一種でありまして、それはお任せはいたしておりますけれども

も、その割合の指定を行うのみでございまして、具体的運用は預けられた信託銀行の判断により行われるものであるという思いでございまして、そもそも簡保事業団が具体的な売買の指示はできる仕組みとはなっておりませんので、局長にどうだとかあだとか言われるのも、これもなかなか答弁しにくいだろうと、このように思っています。

先般のあの話から私が感じますと、こうしたことから、株価維持のために指定単を用いることはやっぱり考えてはならないという思いでございまして、ですから、その辺をぜひ御理解いただいて、矢島委員にも衆議院では私がしっかりとその旨はお伝えしておりましたので、もう一度聞き直していただければありがたいと、このように思っています。

○宮本岳志君 そういたしますと、少し理解に苦しむような答弁があなたの方にございまして、と申しますのは、一昨年三月の衆議院通信委員会でも当時の金澤簡易保険局長が「平成四年、平成五年に総合経済対策、それから新総合経済対策の一環として簡保事業団を通じて指定単の増額を行ったことがございます。」と答弁されていまして、

株価の買い支えでないとしたら、なぜ指定単の増額が経済対策と言えらるんですか、お答えください。○政府参考人(足立盛二郎君) 御指摘の九二年に行いました郵貯・簡保資金による指定単の運用の増額につきましては、当時の経済対策閣僚会議で決定されました総合経済対策に盛り込まれていたことは事実でございます。

ただ、これはいわゆる指定単というものがあくまで加入者及び預金者の利益を目的としたものでありまして、そういう当時の投資判断からいたしまして適切であるということと実施したものであります。このことが結果として金融・資本市場への資金の流入を通じて経済の活性化に資する面もあるという理解であったと認識しております。したがって、株価の維持とかあるいは企業の決算対

策とか、そういったことを目的として実施したものでございませぬので、御理解を賜りたいと思っております。

○宮本岳志君 結果としてそのような役割を果たしたと。私はどうも理解できないんですね。

では、なぜそれを経済対策と呼べるのか。つまり、政府の経済対策というのは、何か別の目的を持ってやったことがたまたまそういう結果になったものを寄せ集めて経済対策と呼ぶようなことがあるのか。もうそもそもつじつまが合わないと思ふんですね。

それで、ここで言っているまさに九二年、九三年というのはどういう時期だったか。では、利用者のために指定単を積み増したとあなたがっしゃるんだとしたら、どういう時期だったかということ議論しましょう。

九二年五月二十日、衆議院大蔵委員会で、簡保資金のデイスクロージャーを拒む郵政省に対し

て、我が党の正森成二議員が、簡保の指定単運用の損失は五千億円を下らないだろうと、こう指摘をいたしました。それに対して、当時の簡易保険局長は何と答弁したか。「ただいまのような株式の状況でございますので、指定単の中に組み込んでおります株式につきましては、指定単の程度、いわゆる損というものが出ているところでございます」と。つまり、この当時、既にそれまで持っていた指定単に組み込んだ株についても損が出ていて、そういう答弁が明確に出ている時期なんですよ。この答弁は間違いないですね。

○政府参考人(足立盛二郎君) 平成四年五月二十日の衆議院大蔵委員会におきましての正森先生の御質問に対する答えは、ただいま先生がおっしゃいましたように、「ただいまのような株式の状況でございますので、指定単の中に組み込んでおります株式につきましてもある程度の、いわゆる損というものが出ている」という答弁を行っております。

○宮本岳志君 株に資金をつぎ込んで損をしていて、まさにそのときに経済対策だといって株の運用、積み増しをする、これがP K Oでなくて何をやったらP K Oになるのかと言わざるを得ないと思はれます。明確にそういうことをあなた方はやってきたんだと言わざるを得ません。それで、簡保資金は同時に、株もそうですが、不動産にも投資をされてまいりました。しかも、そのテナントに郵政省関連の団体が入っていることが昨年九月六日の新聞報道でも明らかになっております。

同日、郵政事務次官が記者会見をしてその問題に答えております。その資料も郵政省からいただきましたが、ここでひとつ、保険局長の方で二つの問いへの答え、「テナントに郵政省関連の施設なり団体が入っているのは不明瞭ではないか。」それから「ビルの管理会社に郵政省関連の公益法人が出資していたというの事実か。」この二つの問いにどう答えておりますか。読み上げてください。

○政府参考人(足立盛二郎君) 平成十一年九月六日の会見におきまして、事務次官であります「簡保資金で不動産を購入しているというの事実か。」という御質問に対して……

○宮本岳志君 いや、後の二問でいいですから。○政府参考人(足立盛二郎君) はい。「テナントに郵政省関連の施設なり団体が入っているのは不明瞭ではないか。」という御質問に対しては、「詳細は不明。しかし、どのような団体であっても、きちんと契約し、賃料も一般的な世間相場を考えた上でのものと思われることから、ただちに不明瞭ということにはならないと思う。」と。それから、「ビルの管理会社に郵政省関連の公益法人が出資していたというの事実か。」という御質問に対しては、「過去は出資をしてはいたが、公益法人の監督基準の変更により、非上場株式の保有が原則禁止となったため売却しており、現在は郵政省関連の財団法人等は株主になっていないと聞いています。」と回答されて

○宮本岳志君 まずは郵政省の運営している資金が不動産に投資をされていた、そして取得されたビルに郵政省の関連団体が入居をし、郵政省関係の財団の資金の入った会社が管理をしていたというところ、これは事実としてお認めになったわけですね。

こういう実態を大臣は是認するんですか。

○国務大臣(八代英太君) 今、局長の説明のとおりだと思っております。

○宮本岳志君 では、もう少し伺いしませう。

先ほど読んでいただいたビルの管理会社というのは、この九月六日付の朝日で報道されているケイアイエステートのことですね。事実関係をイエスかノーで。

○政府参考人(足立盛二郎君) ケイアイエスティーだと思えます。

○宮本岳志君 このことが報道されたその日の事務次官の記者会見ですから、間違いないと思うんです。

我が党の矢島恒夫議員への郵政省からの回答がここにございます。これによると、財団法人簡保資金振興センターから五百五十万円、施設建設総合情報センターから二百万円がこの会社に出資をされておりました。間違いないですね。

○政府参考人(足立盛二郎君) 過去におきまして郵政省の所管に係る公益法人が御指摘の会社に出資していたことは事実であります。これはあくまで信託銀行の要請を受けまして公益法人の判断に基づき財産運用の一環として行われたものと承知しております。

現在、先ほども申し上げましたとおり、郵政省所管の公益法人が出資を行っている例はございません。

○宮本岳志君 財産運用の一環としてやっておられたと、こういう答弁ですね。

出資が行われた期間はいずれも昭和六十三年度から平成十年度と。ですから、もう今はやっていないと言われども、十年度まで出資は続いているわけですね。

たわけでありまして、ごく最近まで。

ここにケイアイエスティー社の閉鎖事項全部証明書、いわゆる閉鎖簿本を持ってまいりました。それによると、歴代の社長は朝熊勇氏、濱田望氏、鎌原徹氏となっております。いずれも郵政省のOBであります。朝熊勇氏、濱田望氏、鎌原徹氏の郵政省の最終の官職と退官後の経歴はどうなっておりますか、郵政省官房長。

○政府参考人(松井浩君) お答え申し上げます。

御指摘のありました三名の最終官職、経歴であります。最初に朝熊勇さん、昭和六十一年七月に信託郵政研究所長を最終官職といたしまして郵政省を退職しております。同年九月、六十一年九月であります。財団法人簡保資金振興センター常務理事に就任しております。

それから、二番目に御指摘の濱田望氏であります。昭和五十七年七月に大臣官房資料部長を最終官職といたしまして郵政省を退職しております。それから、同じく同年十一月、五十七年十一月に簡易保険郵便年金福祉事業団理事に就任しております。その後、昭和五十九年二月にキャプテンサービス株式会社の専務取締役に就任しております。

それから、御指摘の三番目の鎌原徹氏でございます。昭和六十年四月に通信博物館長を最終官職として郵政省を退職されまして、昭和六十年五月、同年五月ですが、財団法人電気通信政策総合研究所常務理事に就任でございます。

また、社長の就任の時期でございますが、朝熊氏は平成元年の三月からの就任であります。それから、濱田氏は平成元年の六月から、それから鎌原氏は平成十年の六月から、それぞれ御指摘の株式会社ケイアイエスティーの社長に就任されたと承知しております。

○宮本岳志君 郵政省は不動産運用も具体的なことは全部信託銀行の裁量に任せていると、先ほどそういう答弁でした。信託銀行の要請だとは。しかし、郵政省OBが歴代社長を務めているような会社にビルを管理させていて、そういう説明は

やっぱり国民は納得しないと思うんです。しかも、濱田氏などは信託銀行に指定単を直接委託する立場の簡保事業団理事から同社の社長へと渡っているわけでありまして。

このケイアイエスティーは二つのビルの建設に合せて郵政省の認可法人等の出資でつくられたと報じられております。客観的に、この会社が設立されたことによつてつまり郵政省OBの職場が生み出された、これはもう否定し得ない事実だと私は思うんです。天下り先をつくったとしたかえられない。こんなことは本当に利用者の利益のためにやっていることなのか。

あなたの方の天下り先の確保のためにやっているとしたかえられないと思うんですけれども、大臣、この話を聞いていて、こういう疑念を持たれるようなやり方はおかしいとお感じになりませんか。

○国務大臣(八代英太君) 今いろいろと局長から宮本委員に対してお答えして、また官房長からもその動向が報告されました。

いずれにしても、職員の再就職については、本人の知識とかあるいは経験とか技能等が再就職先に評価されて行われているというものであって、私はそういう意味では就職の件については全く問題はない、こう考えております。

○宮本岳志君 いや、私が天下り先をつくるためとか考えられないと、そう言うのは、あなた方が言うような利用者の利益のためになつていない、この仕事は。

新聞報道にはこうございます。例えばこの二件のビルの一つ、四谷ビルの場合、八八年当時の周辺地価は三・三平米当たり約七千万だった。その値段で買ったというんです。それが現在約七百万円。つまり、周辺地価は十分の程度に下がっているという推定している。国民は大損じゃありませんか。こんな投資はともじやないが利用者の利益のためにやったとは考えられない。私はそのことを厳しく指摘しておきたいと思ひます。

その上で、では就職の問題がどうかという議論

もやりたいと思うんです。

郵政省は、この指定単の運用の実態はおろか、どの金融機関に委託して運用しているのかさへ明らかになってまいりませんでした。その背景に私は郵政省と信託銀行業界との癒着があるのではないかとこのことも指摘をしたい。

まず、郵政省に在籍した元職員で、郵政省の資金を運用する信託銀行に現在在籍している職員または役員、顧問等も含む数で申し上げます。数は何人で、それぞれの郵政省における最終の役職名はどうなっておりますか、官房長。

○政府参考人(松井浩君) お答えを申し上げます。

委員の方から事前に御照会がございまして、これに対応して、過去五年間、つまり平成七年から平成十一年まででございますが、国家公務員法第百三条の就職承認を受けて信託銀行に再就職した者を調査いたしました。その結果、該当する職員はおりませんでした。また、就職承認を経ないで再就職した者の在籍状況については承知しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○宮本岳志君 承知していません、そういう回答、事前にもそうでしたよ。

ことし三月十五日の朝日には、「郵政省の金融界への天下りは数十人にのぼるが、信託銀行業界でその多くを引き受けている。仕事はほとんどない非常勤顧問などの形が多い。多額の手数料をもらう見返りという面はある」と信託銀行幹部は認める。」と書かれております。

郵政省に聞きます。

九五年度から昨年度までの年度ごとに指定単運用の手数料として信託業務を行う金融機関に支払った額は幾らですか。

○政府参考人(足立盛二郎君) 指定単運用に係りまして信託銀行に支払った信託報酬でございますが、各年度ごとにお尋ねでありますので、平成七年度、郵貯指定単の報酬として百八億円、簡保指定単としては百六十四億円。平成八年度でございますが、郵貯が百十八億円、簡保が百六十八億円

でございます。平成九年度、郵貯百二十八億円、簡保は百七十三億円。平成十年度、郵貯百五十三億円、簡保二百十億円となっております。

なお、平成十一年度につきましては、現在、決算が終了しておりませんので、現時点での公表は差し控えていただきたいと思います。

○宮本岳志君 どんどんふえてきていますね。これは金融自由化特別勘定もふやしていつていますから、当然、指定単運用の額もふえていくというところだと思ふんですが、二百億から三百億、平成十年度では合計すれば三百六十三億というところになるかと思ひます。

既に今運用している分でこれだけなんですから、これから全額自主運用ということになれば、金融自由化特別勘定と全額自主運用との差は恐らく二百兆円弱ということになるんだらうと思ふんですけれども、これがさらに上積みされて運用されると、指定単もその分、同じ比率かどうかはともかくとして、ふえていくということが予想される。今でも二百億、三百億、三百五十億と。これが本当に倍というふうな形で手数料が入ってくるわけですね。

天下りの受け入れは多額の手数料をもらう見返りだと、ここまで書かれて以上、この実態を明らかにせずに全額自主運用を認めるわけにいかないと私は思ひます。なぜ天下りの実態を明らかにしないんですか、そういった中身まで含めて。

○政府参考人(松井浩君) お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、離職後一年以内に再就職しようという者につきましては、御案内のように、国家公務員法第三十三条で就職承認が必要になります。これに關しましては当局としてきちっとした把握ができる状況でございます。

ただし、先ほど私申しましたが、就職承認を経ないで再就職した者については承認する立場にないということを申し上げたんですが、それは基本的に国家公務員法の中で、もちろん公務の中立の問題はありますが、同時に企業経営のお立場も

あるし、それから公務員の職業選択の自由の問題もあります。プライバシーの問題もあります。そういう中で現在の国家公務員法制度がそのようになっているということでございます。

○宮本岳志君 そういふものはつかめている分しかわからないというお答えだと思ふんですね。二年以内のものは報告はあるんだが、そうでないものはわからない。

ところが、厚生省は国会の答弁で、厚生省から年金資金の受託金融機関への再就職の実態というものを明らかにされました。昨年十一月一日の衆議院厚生委員会、ここで、委員会決議九号の八ページ上段十二行目から十五行目にかけて、年金局長、これを読んでいただけますか。

○政府参考人(矢野朝水君) 昨年十一月一日の衆議院の厚生委員会におきまして、菅直人議員から、年金福祉事業団の受託機関に就職している厚生省OBの実態について質問があったわけでございます。その際、大野政務次官が次のように答弁いたしておられます。

「常勤で住友信託銀行の顧問にお一人、非常勤で日本生命保険顧問にお一人、それから安田生命顧問にお一人、住友生命顧問にもうお一人、以上四名でございます。常勤の方、元児童家庭局長でございます。あと、非常勤の方が大臣官房付の方、九州地方医療局長の方、そして社会保険大学校長の方、以上四名でございます。」

以上でございます。

○宮本岳志君 厚生省はこうして国会の場で明らかにされました。

先ほど、退職後二年以上たてば報告義務はないんだという答弁です。それは聞いております。では、二年以内であればことごとく報告される形になっているか。

これはひとつ人事院の職員局に聞きたいんですが、郵貯や簡保の資金運用を担当している者が、仮に退職と同時にきのうまで運用を委託していた信託銀行に就職したいと、こういう話になった場合に、直後ですよ、そういうケースは絶対に認め

られないんですか。

○政府参考人(中橋芳弘君) 資金運用を担当しております国の職員が当該資金を直接預け入れていた金融機関に再就職することについては、離職後二年間は認められないものと考えております。

ただ、郵貯資金を簡保事業団に委託して行います。いわゆる指定単につきましては、同事業団が信託銀行等に委託するものでございまして、郵政省と信託銀行との間には直接の関係はないと聞いておりますので、国公法百三条の密接な関係はないと、かように考えております。

○宮本岳志君 これ、皆さん本当にお聞きになって驚くと思ふんですね。つまり、簡保事業団と取引している信託銀行であればそれは別にできるといふんですね。今の御答弁はそうなんです。

この人事院の運用というのはいかがなものかと思ひますけれども、実際、退職して二年間という冷却期間を置けば幾らでも行けると。今のよう聞いて、ないと言つても、マスコミではいっぱいあると、指摘されるように、こういう脱法的な形になっている。ましてや、簡保事業団との取引だったらいんだと言つて、あしたからでも行けると、こういうことになっているんです。

私も郵貯・簡保資金を株に投入するとか指定単ということにそもそも反対です。しかし、百歩譲って、あなた方がどうしてもやるといふなら、少なくともこういう癒着はきちんと清算することが最低限のルールではないですか。大臣、そう思いませんか。

○國務大臣(八代英太君) その人の人生再出発に際して、その専門知識を請われて再就職するといふのはいろんなケースであるだらうと思ふんですね。そこに、今おっしゃるような癒着を前提に、それは天下りはけしからぬという前提で考えれば……

○宮本岳志君 新聞が言っているんですよ。

○國務大臣(八代英太君) 新聞は、そういう報道はいろいろ報道の仕方がありますから、それはそれとして、そうなつてしまつてこれはなかなか

かみ合わないところが出るだらうと、こう思ひます。

しかし、大事なお客様からお預かりしている資金であればこそ、もしでき得れば人事交流の中にあってその技術が買われて指導的な立場に、そして再就職するところがあるというふうな信託銀行であつたということも、私はそう不自然に目くじらを立てるようなことではないような気がするんですが、間違ひでしょうか、私の考えは。

○宮本岳志君 一言だけ。

全く不自然だと、国民は不自然としか見やうがないということをお申し上げて、私の質問を終わります。

○三重野榮子君 社民党の三重野榮子でございます。

二法案に關連をいたしまして質問いたします。

まず、大蔵大臣に確認させていただきたいのでございますけれども、前回の火曜の委員会で、財政投融資が肥大化をした要因として、一般会計で賄い切れない財政需要を財政投融資が肩がわりをしたためだということをお認めになつたと私は思つております。

そこで、大蔵大臣に確認させていただきたいのですが、こうした点は過去への反省であり、平成十三年四月から始まる新たな制度では同じ過ちは繰り返されたいと思ふんですけれども、この点、確認をさせていただきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 本法案につきまして本委員会でも長いこと御審議をいただいておりますので、大体その辺のところは繰り返して申し上げてきたつもりでございますが、十二年度の財政計画におきまして、一般財政投融資については前年度比マイナスイナス四・八%、財政計画全体では前年度比マイナスイナス二・七%となつておりまして、私どもの中にもそういう反省があつたわけでござい

ます。

今回、こういう改革を機として過去のそのような誤りを犯しませんように、またそういうふうにして誕生しました新しい財政投融資がそれぞれ任務

にふさわしい、しかも非常に緊張した状況で任務を遂行できるようにいたしてきたいと考えております。

○三野榮子君 どうもありがとうございます。

財投機関の情報公開について一点お尋ねしたいのでございますけれども、午前中にもいろいろ議論がございました。そこで、もう一点私の方から申し上げたいのでございますけれども、財投機関の中には数多くの子会社とか関連会社を有する機関も少なくないようで、改めて申すことではございませんけれども、このような現況にかんがみまして、財投機関の情報公開に当たっては子会社とか関連会社との連結財務諸表の作成あるいは公開が求められると考えるわけでございます。

この点につきまして、大蔵政務次官の御見解をお伺いしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

委員が今御指摘になりましたように、午前中もこの件につきまして御議論いたしておったところでございますが、多少重なることも出てくることかとは思われますが、御答弁させていただきます。

委員がよく御承知のように、特殊法人の会計処理につきましては、企業会計原則に準拠して特殊法人等会計処理基準というものがございまして、これにのっとり実施をしております。きちつとやっていくというところでやってまいったわけでございますが、今、委員からいろいろな子会社があるというお話がありました。

そこで、大臣からも先ほど御答弁いただいたとおりでございますが、特殊法人というのは特別の法律でつくって、公共公益的な事務事業を行うというところでございまして、その子会社は、例えば株式会社であります。利益の追求を目的とした商法人というところでございまして、先ほど申し上げました企業会計原則というのと特殊法人の会計基準というのとは若干異なるところがございまして、またもとよりそういう設立の目的等が違つて

いうこともございまして、これを一律に連結でがちゃんことごとくやってみるのはなかなか難しいというのには午前中の答弁にもあったとおりでございます。

ただ、その子会社等も含めまして実態をきちつと把握するということは非常に大事なことでございまして、もう委員が御指摘のとおりであります。午前中にも御答弁申し上げましたように、いろいろな御議論を踏まえまして、また特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律というところで、衆参両院で、たしか参議院では当時の齋藤先生からもこの件について御質問があったようにございまして、そのときの答弁にもありますように、その子会社は子会社なりにきちつと親たる特殊法人と関係するところはディスクロージャーをもちまして、それで機械的な連結というよりももう少しきちつとした実態を把握するというところで、所管官庁、それから我々もその後ろに立つて全体像をきちつと明らかにしていくことをやっていかなければならないと、こういうふうにご考慮のとろでございまして。

○三野榮子君 そこで、財投機関の財務の健全性を確保する意味で申し上げたいんですけれども、外部監査の導入は非常に有益であるというふうにご考慮のわけでございまして。

そこで、二点ほど申し上げますと、外部監査を既に導入している財投機関は幾つあるでしょうか、その機関数と機関名をお答えいただければと思います。第二点は、大蔵省は外部監査の導入について何らかの指導を行っておられるか。

以上二点につきまして総務庁の方から御回答いただきたいと思います。

○政府参考人(瀧上信光君) 特殊法人のうちで外部監査を導入しているところでございますが、JRの各社、NTT、日本たばこ等の特殊会社十三法人がいわゆる商法特例法に基づきまして実施をされているほか、総務庁が各省からの御報告をもとにお聞きしているところでございますが、石油公団、それから日本原子力研究所、商工組合中央

金庫の三法人が監査法人による監査を導入しており、そしてこのほか国際協力銀行、それから日本政策投資銀行が導入を予定しているというふう聞いております。

○三野榮子君 予定のところも御回答いただきまして、ありがとうございます。外部監査が導入されて有益であるように御努力をお願いしたいと思います。

次に、交付税特別会計の資金繰りについて大蔵省理財局長にお伺いしたいのでございますけれども、資金運用部の資金繰り悪化の影響を受けまして、交付税特別会計は今年度民間金融機関からの借り入れを八兆円行うこととされております。国の特別会計がこれだけ巨額の資金を民間から借り入れるのは初めてのケースのようではございますけれども、これまでの借り入れの状況はどのようになっていますか。また、借り入れの方式として、例えば預金保険機構が採用している金利競争方式が考えられるわけでございますけれども、どのような方式を採用されるのか。

以上二点につきまして大蔵省理財局長にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中川雅治君) まず、平成十一年度末における資金運用部から交付税特別会計への貸付金残高は三兆四千三百三十七億円でございまして、それから、交付税特別会計の民間からの借り入れの方式でございますが、民間金融機関からの借り入れにつきましては入札によることを予定いたしております。第二点は、入札参加者の範囲や入札の具体的手続につきましては現在検討を行っているところでございます。

まず、入札参加者の範囲につきましては、国債の入札参加者の範囲、民間金融機関に係る各業法の貸し付けに関する規定等を踏まえて検討を行っているところでございます。また、入札の具体的手続につきましては、借入金金の決定方法、応募金利の刻み、最低応募単位、入札から借り入れまでの期間、入札書の提出方法、民間金融機関から国への払い込み、国から民間金融機関への償還、

利払いの方法等、現在、手続の細目等について検討を行っているところでございます。いずれにいたしましても、入札によることを予定いたしております。

○三野榮子君 そこで、国の特別会計が八兆円という巨額の民間資金を吸収することに対しまして、国債市場の需給悪化を招いて長期金利が上昇していくのではないかと、そういう副作用を懸念する声もあるわけでございますけれども、この点につきまして大蔵大臣の御見解を伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(金澤喜一君) 御質問があるのはごもっともだと思います。現実には八兆円の借り入れを入札によりいたそうとしているわけでございまして、民間の資金が非常にだぶついているという事態があり、また政府としてもより高い金利を払って借り入れるということとはなかなか問題がございまして、たまたま入札をするというふうな状況は民間側にも資金需要が乏しく、またしたがって低い金利で借り入れることができるという現実の状況からこういう措置をとることになったものだらうと私は考えております。

そもそも民間資金需要が高くなりますれば、こういうものに民間は応募をいたしませんし、またしましたとしても非常に高い金利になるはずでございますので、こういうことを三重野委員がやられているのかとおっしゃいますのは、実際さうおっしゃる方が普通の経済状態であつて、こういうことができたのはどうも余り健全な経済状況でないのではないかと私も余り思つておりますけれども、現実にはそういう需給が一致したというところでやらせていただいたものと考えます。

○三野榮子君 大変厳しい状況のようでございますが、この問題に関連いたしまして大蔵省理財局長にお尋ねしたいのでございます。資金運用部資金の交付税特別会計に対する短期貸し付けの残高は最新の数字でどのようになっているでしょうか。

○政府参考人(中川雅治君) 交付税特別会計の借入金残高、これは十二年度末には三十八兆円になるといふふうに見込まれております。

○三重野榮子君 そこで、交付税特別会計に対する短期貸し付けにつきましては国会の議決を要しない財政投融资の短期運用で賄っていると思われるわけでございませうけれども、こうした複雑な会計上のやりくりというのは国民の目から見て非常に不透明であると思うのでございませう。

そこで、理財局長から三十八兆円という答弁がありましたけれども、この規模は非常に大きなものであると思います。そうしますと、財政投融资の短期運用につきましては抜本的な見直しが必要であると考えますけれども、この点に關しまして大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 資金運用部資金の短期運用の問題につきましては、国会の議決がございませうけれども、短期というものは普通五年未満でございませうけれども、私どもが国会の議決が必要でないかと考えておる理由につきましては、資金運用部の流動性確保のために一時借り入れに對する、あるいは金融情勢等に機動的に對処する、そういう意味では、ちょっときつい言葉ですけれども、資源配分的な機能としての資金の移動ではない、こういうものでなければならぬというふうに今まで考えております。

このたびの改正案の作成につきましても、財政制度審議会の法制部会で御議論をいただきまして、現在、国民経済における資源の配分に政策的に關する見地からなされる限りは、そのような運用は国会の議決の対象とすることが適當である、したがって五年以上の長期運用は国会の議決の範圍である、そういう考え方でよろうということとございませうので、従来に従いまして法案の作成を行うことにいたしておるというのが私どもの考え方でございます。

○政務次官(林芳正君) 大臣から今、短期の方の五年のお話がございました。それから、委員が今ちょっと交付税特会の方でお金を借りるのはどう

かという問題がございましたので、確認でございますが、この借りる方の特会の方は借入金の総額について会計法にも規定がございまして、またこのたび、これぐらい借り入れるということは十二年度の借入金についても予算総則とともに国会の議決をいただいておりますので、そちらは縛りがかかっておるということを申し添えさせていただきます。

○三重野榮子君 理解できました。

それでは、大蔵省に對する質問は以上になさせていただきます。あと数点、郵政省の方にお尋ねしたいと思ひます。

平成十年から五年間、毎年二千億円で郵便貯金の剰余金を國鉄の債務処理に充てることが平成九年十二月十七日の財政構造改革會議で決定されたわけでございませうけれども、当時、五兆円近くあった剰余金は平成十二年度には一兆円を割り込んでしまひました。剰余金は本来預金者に還元されるべきものでありまして、こうした措置が延期されることは絶対あつてはならないと思うわけでございませう。

そこで、郵政大臣に二点ほどお伺いしたいと思ひます。

こうした措置の延期は絶対ないと言へるのでしようかというのがまず一つ。それからまた、平成十年から三年間、郵貯については赤字が続いておりましたが、平成十三年度については黒字を確保することができるといふふうか。その見通しをお伺いいたします。

○國務大臣(八代英太君) 旧國鉄長期債務処理のための一般会計への繰り入れにつきましては、平成十年の、三重野委員がおっしゃいましたように、大変長い名前の法律であります一般会計における債務の承継に伴ひ必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律というのでございませうが、平成十年から五年間、各年度二千億円で、合計一兆円を一般会計に繰り入れることとされておるわけでございませう。また、その法律の繰り入れの財源として郵便貯金特別会計一般勘定の積立金

を取り崩すこととされております。

この繰り入れ措置は、國鉄の長期債務の処理策について、國家財政が非常事態であることから、他の機關も、これは郵貯だけじゃございませうが、いろんな機關も協力するとの取り組みが行われる中で、國の機關であります郵便貯金としてもやむを得ず特例的に協力を行うということにしたものでございませう。

この繰り入れ状況でありますが、平成十年度、一九九八年度でございませうが、この年と十一年度に二千億円で一般会計に繰り入れたところでありまして、また、ことし、十二年度予算においても、赤字が今おっしゃったように見込まれるわけでございませうが、かなりの積立金を保有してありますので、二千億円の繰り入れを計上しているところでもございませう。

平成十三年度、来年度の経営の見通しということになるわけでございませうが、平成二年度から平成三年度に預入された例の高金利の定期貯金がちょうど満期を迎へまして支払ひ利息の負担が大幅に減少することになりますので、一転して約一兆円程度の黒字が生じる試算ができておりました、引き続き積立金を保持する健全な経営を維持できると考えております。こういう状況ですから、平成十三年度につきましてもこの二千億円は当初の約束どおりで、繰り入れの延期等の見直しは行ふ必要はないものと考えておるような次第でございませう。

○三重野榮子君 郵貯に対する期待は国民の側も大変大きいわけでございませうけれども、自主運用の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

まず、郵貯の運用に對する事後評価の問題でございませうが、事業の健全性を確保するためには運用評価を的確に行つてそれを實際の運用にフィードバックしていく仕組みが必要だと思ひますのでございませう。

そこで、運用評価についてはその客観性を高めるといふ観点から外部評価機關を活用すべきであると思ひますけれども、この点につき

まして貯金局長にお伺ひします。

○政府参考人(國弘明君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、資金運用におきましては、計画し、実施し、評価するというプロセスがございませうので、この運用結果について適正な評価を行うということは非常に重要なことと考えております。

この仕組みでございませうけれども、今回の法律によりまして、事後の評価を受けるために運用実績の報告書にいわゆる時価会計による資産評価の結果等を添付して審議會に提出し、一般に公表するということにしてございまして、その公表結果に基づいていろんな御意見とか批判、評価をいただくというのが基本でございませう。

また、このほかに、國の機關でございませうので、會計の正確性、合規性の観点から會計検査院の検査を受けて、會計経理の健全性ということについては検査を受けるということになつてゐるわけでございませう。

御指摘の外部評価機關ということとでございまして、できるだけディスクロージャーをやりましていろんなところからの評価を受けるということが基本でございませうが、外部評価機關のうち、仮に民間としますと、特定の機關にディスクロージャー以上の情報を提供して評価をいただいてこれを次の参考にするとということも考えられなくはないというふうに考えております。ただ、特定の機關に情報を提供することの問題、加えて、これを幅を広げましてALM的な評価を受けるかどうかというふうないろいろなやり方もあるかと思ひます。これにつきましても、民間の金融機関についてもこういう評価機關をどういふふうにご利用していくのか、こういうふうな趨勢も見ながら、有用な評価方法があれば検討してまいりたいというふうな考えでいる次第でございませう。

○三重野榮子君 もう少し詳しくは今のところはわかりませんが、例えば外部評価の機關の中身とか、どういふところにかかるとか。今、民間のお話もございませうけれども、もう少し具体的にはまだで

きていないんでしょか。

○政府参考人(國宏明君) 具体的にはこれから検討しようというふうに考えております。

外部評価というものは経営の中で最近かなり活用されてまいりまして、ちょっと話題はそれですけれども、ALM、いわゆる資産負債の対応についてリスク管理を行うということを今やっておりますが、こういうことにつきましては民間の会計の専門機関に外部評価をお願いしたりとかいうこともやっております。そういうものが運用にも応用できるかどうかということについては、いろんな民間の状況等も参考にしながら今後検討していきたいという状況でございます。

○三重野榮子君 それでは、郵貯資金が自主運用に移行していきまると、金融市場の価格形成に影響を及ぼす危険性は否定できないと思うのでございますけれども、こうした影響を極小化するためにはどのような方策がございましてしょうか。郵政大臣、お答えがございましたらお伺いしたいと思います。

○國務大臣(八代英太君) 全額自主運用後の郵貯・簡保資金につきましては市場運用が基本となりますので、御指摘のような価格形成と市場への影響に十分配慮して運用しまして市場の混乱を回避していくことは重要な留意点であろう、このように私たちは考えております。

そのために、今回御審議いただいております法律案におきましては、運用原則について明記するということがまず一点ございます。それから、毎年度、基本方針や当該年度の資金配分計画等と内容とする運用計画を審議会に諮問するということがございます。さらに、もちろん郵貯は一人お一人が株主でございますから、一般に公表すること等もいたしております。

なぜ運用計画の公表をするんだ、こういうことでございますが、これは郵貯資金の動向について市場に予見可能性を与え、無用の混乱を生じさせないようするためのございまして、大変これは重要だと、このように思っております。

また、運用計画の策定に当たりましては、法律案におきまして、市場に与える影響等を勘案することとされております。その運用計画では、運用資産の価格形成に支配力行使することなく、各運用資産の市場規模に配慮した運用を行うことが一つございます。そして、値ざや稼ぎをねらって頻繁に市場で売買を行うことなく、まさに長期的、安定的に運用手法をとるということ等の考えを示すことにいたしております。

さらに、市場が郵貯資金の運用内容を十分に理解できるように、郵貯資金の運用実績につきましてはディスクロージャーを徹底いたしまして、多くの皆さんに公開原則にしていきたい、このようにも思っております。

資金の具体的な運用自体は市場の動向に対応してまいりますが、このような法律上、運用上の仕組みや方策によりまして、価格形成等市場への影響に十分配慮して運用してまいることとしておるような次第でございます。

○三重野榮子君 最後に、全額自主運用、そして二十一世紀における郵貯・簡保事業のあり方に対しては大変期待もしておりますし、非常に希望も持っております。

先ほど子ども郵便局の話もありましたけれども、私の娘も小学生のときに郵便局に貯金をした経験がございまして。十二分まで時間がございまして、最後の質問でございまして、郵政大臣の将来展望を十分聞かせていただきたいと思っております。

○國務大臣(八代英太君) 有益な御質問をありがとうございます。

今後、郵貯の資金が全額自主運用となりますと、商品提供から資金運用まで、まさに入り口から出口まで郵便貯金事業として一貫した経営を行うわけでございまして、市場の動向や利用者のニーズに対応しましてサービスを提供できるようになるわけでございまして、一方、それだけ事業としての責任が重くなるということがございまして、我々も自覚して取り組んでいきたい、この

ように思っております。

郵貯、簡保の今後のあり方についてでございますが、現在、我が国で進められております金融ビッグバンは金融市場を活性化させるということでもございまして、郵貯、簡保も民間金融機関に劣らぬサービスを提供していくことが当然求められるというふうに思っております。

他方、欧米に見られるような金融サービスの地域間格差や顧客間格差を生む懸念が指摘されております。例えば、銀行がどんどんクロージングして、郵便局が山の中、離島というところがないアメリカなんかの現状を見ますと、自分たちの預金を預ける場所がないというような格差もございまして、これからやっぱり二万四千七百の国民共有の財産としての郵便局というのは大切な金融の窓口機関だと思いを持っております。

そういう意味でも、私たちは、このような金融ビッグバンの進展に対応して、小口個人の利益の確保を目的といたしまして、簡易で確実な貯蓄や生命保険のサービス等を全国あまねく公平に提供しながら、郵貯、簡保の役割は引き続き重要でございまして、しっかりと育てながらこれからの二十一世紀を迎えていきたい、このように思っております。

いずれの形態になりましたら、国営事業としての郵貯でございまして、国営事業としての簡保でございまして、その役割をしっかりと果たすべく我々は全力を挙げて取り組む覚悟でございます。

○三重野榮子君 ありがとうございます。

○委員長(平田健二君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

第十一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三三 二四二五 という。 という、